

令和 8 年度

【No.22】 指定障害児通所支援事業者指導調書

○児童発達支援 ○放課後等デイサービス

○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業者の名称		
事業所番号	4 6 5	
指導年月日	令和 年 月 日 ()	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連 絡 先 等	電 話	
	F A X	
	Eメール アドレス	
	H P アドレス	
指 導 監 査 課 (市 側)	(班長) 職名	氏名
	(班員) 職名	氏名
	(班員) 職名	氏名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

＜過去３年の出席状況＞

令和	年度	・	・	・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度	・	・	・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度	・	・	・	(	出席	・	欠席	)

- 集団指導は、毎年開催し、通所支援の取扱い、給付費請求の内容、制度改正内容、障害児虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

児童福祉法に基づく指定通所支援の 指導調書における表記等について

A 主な根拠法令等

略 号	法 令 等 名
法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
施行令	児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）
施行規則	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
基準省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）
関連告示	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）
施設基準告示	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 12 号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号）
指針	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 231 号）
平 24 厚告 270 号	厚生労働大臣が定める児童等（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）
条例	鹿児島市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する条例（令和元年条例第 22 号）

B 該当サービスの表記について

略 号	説 明
児	児童発達支援（児童発達支援事業，福祉型児童発達支援センター）
放	放課後等デイサービス（放課後等デイサービス）
居	居宅訪問型児童発達支援（居宅訪問型児童発達支援）
保	保育所等訪問支援（保育所等訪問支援）

C その他の表記について

略 号	説 明
契約支給量	支給決定保護者等に提供することを契約した指定通所支援の量
児童発達支援管理責任者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 49 条第 1 項に規定する児童発達支援管理責任者
児童指導員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員
重症心身障害児	法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児
機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員
認定特定行為業務従事者	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	6
II	着 眼 点	
第 1	基本方針（児・放・居・保）	7
第 2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	9
2	管理者	19
3	従たる事業所を設置する場合における特例	19
第 3	設備に関する基準	19
第 4	運営に関する基準	
1	利用定員（児・放）	23
2	内容及び手続の説明及び同意（児・放・居・保）	25
3	契約支給量の報告等（児・放・居・保）	25
4	提供拒否の禁止（児・放・居・保）	27
5	連絡調整に対する協力（児・放・居・保）	27
6	サービス提供困難時の対応（児・放・居・保）	27
7	受給資格の確認（児・放・居・保）	27
8	障害児通所給付費の支給の申請に係る援助（児・放・居・保）	27
9	心身の状況等の把握（児・放・居・保）	27
10	指定障害児通所支援事業者等との連携等（児・放・居・保）	27
11	サービスの提供の記録（児・放・居・保）	29
12	指定障害児通所支援事業者が通所決定保護者に求めることのできる 金銭の支払の範囲等（児・放・居・保）	29
13	身分を証する書類の携行（居・保）	29
14	通所利用者負担額等の受領（児・放・居・保）	29
15	通所利用者負担額に係る管理（児・放・居・保）	35
16	障害児通所給付費の額に係る通知等（児・放・居・保）	35
17	指定通所支援の取扱方針（児・放・居・保）	37
18	通所支援計画の作成等（児・放・居・保）	39
19	児童発達支援管理責任者の責務（児・放・居・保）	41
20	相談及び援助（児・放・居・保）	41
21	支援（児・放・居・保）	43
22	食事（児）	43
23	社会生活上の便宜の供与等（児・放・居・保）	45
24	健康管理等（児）	45
25	緊急時の対応（児・放・居・保）	45
26	通所給付決定保護者に関する市町村への通知（児・放・居・保）	47
27	管理者の責務（児・放・居・保）	47
28	運営規程（児・放・居・保）	47
29	勤務体制の確保等（児・放・居・保）	49
30	業務継続計画の策定等（児・放・居・保）	51
31	定員の遵守（児・放）	53
32	非常災害対策（児・放）	53
33	安全計画の策定等（児・放・居・保）	55

34	自動車を運行する場合の所在の確認（児・放・居・保）	55
35	衛生管理等（児・放・居・保）	57
36	協力医療機関（児・居・放）	61
37	掲示（児・放・居・保）	61
38	身体拘束等の禁止（児・放・居・保）	63
39	虐待等の禁止（児・放・居・保）	67
40	秘密保持等（児・放・居・保）	71
41	情報の提供等（児・放）	71
42	利益供与等の禁止（児・放・居・保）	73
43	苦情解決（児・放・居・保）	73
44	地域との連携等（児・放・居・保）	75
45	事故発生時の対応（児・放・居・保）	75
46	会計の区分（児・放・居・保）	75
47	記録の整備（児・放・居・保）	77
48	電磁的記録等（児・放・居・保）	77
第5 多機能型事業所に関する特例		
1	従業者の員数に関する特例（児・放・居・保）	81
2	設備に関する特例（児・放・居・保）	85
3	利用定員に関する特例（児・放）	85
4	電磁的記録等（児・放・居・保）	85
第6 変更の届出等（児・放・居・保）		
第7 障害児通所給付費の算定及び取扱い		
0	基本事項（児・放・居・保）	89
1	基本報酬（児・放・居・保）	91
2	訪問支援員特別加算（居・保）	101
2-1	多職種連携支援加算	101
2-2	ケアニーズ対応加算	101
3	減算が行われる場合	
	定員超過（児・保）	101
	配置すべき従業者の員数が基準を満たさない場合（児・居・保・放）	103
	児童発達支援管理責任者の員数が基準を満たさない場合（児・放・居・保）	103
	通所支援計画が作成されない場合（児・放・居・保）	103
	自己評価結果等未公表減算（児・放）	105
	複数支援に伴う減算（保）	105
	開所時間減算（児・放）	105
	身体拘束廃止未実施減算（児・放・居・保）	107
	虐待防止措置未実施減算（児・放・居・保）	107
	業務継続計画未策定減算（児・放・居・保）	107
	情報公表未報告減算（児・放・居・保）	107
4	特別地域加算（居・保）	107
5	初回加算（保）	107
6	中核機能強化加算	109
6の2	中核機能強化事業所加算	109
7	児童指導員等加配加算（児・放）	111
8	専門的支援体制加算（児・放）	113
9	看護職員加配加算（児・放）	115
10	共生型サービス体制強化加算（児）	115
11	家族支援加算（児・放・居・保）	117

12	子育てサポート加算（児・放）	1 1 7
13	食事提供加算（児）	1 1 7
14	利用者負担上限月額管理加算（児・放・居・保）	1 1 9
15	福祉専門職員配置等加算（児・放）	1 1 9
16	栄養士配置加算（児）	1 2 1
17	欠席時対応加算（児・放）	1 2 3
18	専門的支援実施加算（児・放）	1 2 5
19	強度行動障害児支援加算（児・放）	1 2 5
20	集中的支援加算（児・放）	1 2 5
21	人工内耳装用児支援加算（児）	1 2 5
22	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算（児・放）	1 2 7
23	個別サポート加算（児・放）	1 2 7
24	入浴支援加算（児・放）	1 2 9
25	自立サポート加算（放）	1 2 9
26	通所自立支援加算（放）	1 2 9
27	医療連携体制加算（児・放）	1 2 9
28	送迎加算（児・放）	1 3 3
29	延長支援加算（児・放）	1 3 5
30	関係機関連携加算（児・放・保）	1 3 5
31	事業所間連携加算（児・放）	1 3 7
32	保育・教育等移行支援加算（児・放）	1 3 7
33	共生型サービス医療的ケア児支援加算（児・放）	1 3 7
34	通所施設移行支援加算（居）	1 3 7
35	福祉・介護職員等処遇改善加算（児・放・居・保）	1 3 7

運営指導当日準備する必要書類

指定障害児通所支援

1	勤務実績表（出勤簿）/タイムカード、勤務体制一覧表	有・無
2	従業員の雇用に関する書類（辞令又は雇用契約書、資格証、研修修了証、就業規則）	有・無
3	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
4	運営規程、契約書、重要事項説明書、利用料金等の説明文書	有・無
5	個人情報使用に係る同意書（利用者・家族）	有・無
6	受給者証（写）	有・無
7	契約内容報告書	有・無
8	訓練等給付費の額に係る通知	有・無
9	工賃支払いに関する書類 ※生産活動により利用者に賃金を支払う事業所のみ	有・無
10	非常災害対策の計画、避難訓練の実施記録、消防用設備等点検結果報告書	有・無
11	感染対策等の記録（感染症対策委員会の記録、指針、研修・訓練記録、レジオネラ属菌検査等の結果記録）	有・無
12	業務継続計画（感染症・災害）、研修及び訓練の記録	有・無
13	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
14	苦情・相談に関する記録（マニュアル、対応記録）	有・無
15	事故対策・対応関係書類（マニュアル、事故・ヒヤリハット記録、事故報告書など）	有・無
16	内部・外部研修の記録	有・無
17	「虐待防止」に向けた取り組みに関する書類（虐待防止委員会の記録、指針、責任者が分かる書類、研修記録）	有・無
18	「身体拘束廃止」に向けた取り組みに関する書類 ・検討委員会の記録、指針、研修、手続き（説明・同意）の記録 ・拘束の事例がある場合は、利用者の心身の状況や検討の記録変更届（控）	有・無
19	「一連のケアマネジメントプロセス」に関する書類 ・サービス等利用計画利用計画、アセスメントの記録、ケース会議の記録 ・アセスメント結果の記録、サービス提供（支援経過）の記録 ・連絡調整の記録	有・無
20	給付費明細書（報酬請求の算定要件に適合することを確認できる記録書類）	有・無
21	領収証（請求書）（控）	有・無

- 注1 運営指導対象期間は、前回の運営指導以降分となります。初回の運営指導は、指定日以降分です。その期間に対応した上記書類を準備してください。
 なお、辞令（又は雇用契約書）及び資格証は、現在勤務されている方全員分について、当初の分からご用意をお願いします。
- 注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>○運営規程</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p> <p>○福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類</p> <p>○研修計画、研修実施記録</p> <p>○虐待防止関係書類</p> <p>○体制の整備をしていることが分かる書類</p>	<p>法第 21 条の 5 の 18</p> <p>条例第 3 条第 1 項</p> <p>条例第 3 条第 2 項</p> <p>条例第 3 条第 3 項</p> <p>条例第 3 条第 4 項</p> <p>法第 21 条の 5 の 18 第 2 項</p> <p>障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について (H28.3.7 障発発 0307 第 1 号)</p> <p>児：条例第 4 条</p> <p>放：条例第 77 条</p> <p>居：条例第 89 条</p> <p>保：条例第 97 条</p>	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
<p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）の場合</p>	<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>（1）事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 児童指導員又は保育士</p> <p>指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>イ 障害児の数が10までは、2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② 児童発達支援管理責任者</p> <p>1人以上</p> <p>（2）機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を医療的ケア（人工呼吸器管理、喀痰吸引等）を行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）をそれぞれ置いているか。</p> <p>（ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該職員が医療的ケアを行う場合 ・事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする児童に対し、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者が喀痰吸引等を行う場合 ・事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする児童に対し、社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者が特定行為を行う場合 <p>（3）（1）①の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>（4）機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という）を置いた場合において、（1）①の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は児童指導員又は保育士となっているか。</p> <p>（5）（1）②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うこと。</p> <p>また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。</p> <p>令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、（中略）員数に加えることができるものとする。（解釈通知第三の1(1)①）</p> <p>○ 「指定児童発達支援の単位」とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいう。</p> <p>例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となる。（解釈通知第三の1(1)⑦）</p> <p>○ (2)の機能訓練担当職員等が単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>○ 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業員の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業員の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>児：条例第5条第5項</p> <p>放：条例第83条準用第5条第5項</p> <p>居：条例第96条準用第5条第5項</p> <p>保：条例第101条準用第5条5項</p> <p>児：条例第5条第6項</p> <p>法第21条の5の19第1項</p> <p>児：条例第5条第1項</p> <p>児：条例第5条第1項第1号</p> <p>児：条例第5条第1項第2号</p> <p>児：条例第5条第2項</p> <p>児：条例第5条第6項</p> <p>児：条例第5条第7項、第3項</p> <p>児：条例第5条第8項</p>

該当サービス	着	眼	点	自己評価
1のうち主として重症心身障害児を通わせる事業所	1 従業者の員数 (1) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	① 嘱託医 ② 看護職員 ③ 児童指導員又は保育士 ④ 機能訓練担当職員 ⑤ 児童発達支援管理責任者	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 1 以上	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
2 児童発達支援センターの場合	1 従業者の員数 (1) 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	① 嘱託医 ② 児童指導員及び保育士 イ 総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上 ロ 児童指導員 ハ 保育士 ③ 栄養士(※1) ④ 調理員(※1) (※1) 40人以下の障害児を通わせる児童発達支援センターにおいては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターにおいては調理員を置かないことができる。 ⑤ 児童発達支援管理責任者	1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 1 以上 1 以上	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
	(2) 機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。 (この場合、機能訓練担当職員等を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。また、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該職員が医療的ケアを行う場合、 ・事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする児童に対し、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者が喀痰吸引等を行う場合 ・事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする児童に対し、社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者が特定行為を行う場合)			いる・いない
	(3) 機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という)を置いた場合において、(1)③の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は児童指導員又は保育士となっているか。			いる・いない
	(4) (1)に掲げる従業者のほか、事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。			いる・いない ・非該当

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>機能訓練を行わない時間帯は機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>児：条例第5条第4項第1号 児：条例第5条第4項第2号 児：条例第5条第4項第3号 児：条例第5条第4項第4号 児：条例第5条第4項第5号</p> <p>児：条例第6条第1項1号 児：条例第6条第1項2号</p> <p>児：条例第6条第1項第3号 児：条例第6条第1項第4号</p> <p>児：条例第6条第1項第5号</p> <p>児：条例第6条第2項、第3項</p> <p>児：条例第6条第6項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	<p>(5)(1)の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。</p> <p>(6)(4)の従業者は専ら当該事業所の職務に従事するものか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事されることができる。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>ある・ない ・非該当</p>
2のうち主として難聴児を通わせる事業所	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1)主として難聴児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 条例第6条第1項各号に掲げる従業者のほか、次のとおり従業者を置いているか。</p> <p>イ 言語聴覚士 4以上(指定児童発達支援の単位ごとに)</p> <p>ロ 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る) 機能訓練を行うために必要な数</p> <p>ハ 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である児童に医療的ケアを行う場合に限る) 医療的ケアを行うために必要な数 (条例第6条第2項ただし書各号に該当する場合は配置不要)</p> <p>(2)嘱託医以外の従業者は専ら指定児童発達支援の職務に従事する者であるか。 (ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>ある・ない</p>
2のうち主として重症心身障害児を通わせる事業所	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1)主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 条例第6条第1項各号に掲げる従業者のほか、次のイ、ロに掲げる従業者を置いているか</p> <p>イ 看護職員 1以上</p> <p>ロ 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>(2)嘱託医以外の従業者は専ら指定児童発達支援の職務に従事する者であるか。 (ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p>	<p>いる・いない いる・いない</p> <p>ある・ない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>児：条例第6条第6項</p> <p>児：条例第6条第7項，第8項</p> <p>児：条例第6条第4項第1号</p> <p>児：条例第6条第4項第2号</p> <p>児：条例第6条第4項第3号</p> <p>児：条例第6条第8項</p> <p>児：条例第6条第5項第1号 児：条例第6条第5項第2号</p> <p>児：条例第6条第8項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
<p>4 放課後等デイサービス事業所の場合</p>	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 児童指導員又は保育士</p> <p>指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>イ 障害児の数が10までは、2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>② 児童発達支援管理責任者</p> <p>1人以上</p> <p>(2) 機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。</p> <p>(この場合、機能訓練担当職員等を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。また、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合、 ・事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ・事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする児童に対し、社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合) <p>(3) (1)①の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(4) 機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という）を置いた場合において、(1)①の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。</p> <p>(5) (1)②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>(6) (1)①②の指定放課後等デイサービスの単位は、放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○「提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うこと。</p> <p>また、ここでの「障害児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。（解釈通知第三の１（１）①を一部編集）</p> <p>○「指定放課後等デイサービスの単位」とは、同時に、一体的に提供される指定放課後等デイサービスをいう。</p> <p>例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>また、同一事業所で複数の指定放課後等デイサービスの単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となる。（解釈通知第三の１（１）⑦を一部編集）</p> <p>機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>条例第 78 条第 1 項第 1 号</p> <p>条例第 78 条第 1 項第 2 号</p> <p>条例第 78 条第 2 項</p> <p>条例第 78 条第 6 項</p> <p>条例第 78 条第 7 項、第 3 項</p> <p>条例第 78 条第 8 項</p> <p>条例第 78 条第 4 項第 1 号 条例第 78 条第 4 項第 2 号 条例第 78 条第 4 項第 3 号 条例第 78 条第 4 項第 4 号 条例第 78 条第 4 項第 5 号</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
4 のうち主として重症心身障害児を通わせる事業所	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 嘱託医 1 以上</p> <p>② 看護職員 1 以上</p> <p>③ 児童指導員又は保育士 1 以上</p> <p>④ 機能訓練担当職員 1 以上</p> <p>⑤ 児童発達支援管理責任者 1 以上</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
5 居宅訪問型児童発達支援事業所の場合	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>② 児童発達支援管理責任者 1 以上</p> <p>(2) (1) ①の訪問支援員は、障害児について、支援等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等となっているか。</p> <p>(3) (1) ②の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
6 保育所等訪問支援事業所の場合	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>② 児童発達支援管理責任者 1 以上</p> <p>(2) (1) ②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該保育所等訪問支援事業所の職務に従事しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅訪問支援型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは心理担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に3年以上従事した者とする。（解釈通知第六）</p> <p>○ 指定保育所等訪問支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。（解釈通知第七）</p>	<p>○ 勤務表</p> <p>○ 出勤簿</p> <p>○ 登録証、免許証</p> <p>○ 辞令等</p> <p>○ 給与台帳等</p> <p>○ 組織図 など</p> <p>○ 勤務実績表</p> <p>○ 出勤簿（タイムカード）</p> <p>○ 従業員の資格証</p> <p>○ 勤務体制一覧表</p> <p>○ 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>居：条例第90条第1項第1号</p> <p>居：条例第90条第1項第2号</p> <p>居：条例第90条第2項</p> <p>居：条例第90条第3項</p> <p>保：条例第98条第1項第1号</p> <p>保：条例第98条第1項第2号</p> <p>保：条例第98条第2項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>2 管理者 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定障害児通所支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定障害児通所支援事業所の他の職種に従事させ、又は当該指定障害児通所支援事業所以外の事業所、施設等に従事することは差し支えない。)</p>	いる・いない
居・保	<p>2 管理者 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定障害児通所支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該障害児通所支援事業所の他の職種に従事させ、又は当該指定障害児通所支援事業所以外の事業所、施設等に従事することは差し支えない。)</p>	いる・いない
児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）・放	<p>3 従たる事業所を設置する場合における特例 事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く）のうちそれぞれ 1 人以上は常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	いる・いない
児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）の場合	<p>第3 設備に関する基準 設備及び備品等 (1) 発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 (2) (1) に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。 (3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>管理者</p> <p>○ 事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。</p> <p>ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 特に当該事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所以外の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（解釈通知第三の１（３））</p> <p>○ 従業員の員数等に関する特例</p> <p>多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合（指定通所支援の事業のみを行う多機能型を除く。）は、「第 2 の 1 の（3）」にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。（解釈通知第八の 3（2））</p> <p>○ 設備の特例</p> <p>多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。</p> <p>しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。（解釈通知第八の 2）</p>	<p>○ 管理者の雇用形態が分かる資料</p> <p>○ 勤務実績表</p> <p>○ 出勤簿（タイムカード）</p> <p>○ 従業員の資格証</p> <p>○ 勤務体制一覧表</p> <p>○ 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○ 従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）</p> <p>○ 勤務実績表</p> <p>○ 出勤簿（タイムカード）</p> <p>○ 従業員の資格証</p> <p>○ 勤務体制一覧表</p> <p>○ 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>○ 平面図</p> <p>○ 設備・備品等一覧表【目視】</p>	<p>児：条例第 7 条</p> <p>放：条例第 79 条準用第 7 条</p> <p>居：条例第 91 条準用第 7 条</p> <p>保：条例第 99 条準用第 7 条</p> <p>児：条例第 8 条第 2 項</p> <p>放：条例第 79 条準用第 8 条第 2 項</p> <p>法第 21 条の 5 の 19 第 2 項</p> <p>児：条例第 9 条第 1 項</p> <p>児：条例第 9 条第 2 項</p> <p>児：条例第 9 条第 3 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児童発達支援センターの場合	<p>設備及び備品等</p> <p>(1) 発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場合を含む）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。）</p> <p>(2) 事業所において、治療を行う場合には、(1)に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。</p> <p>(3) 発達支援室 イ 定員 概ね10人であるか。 ロ 障害児1人当たりの床面積 2.47㎡以上であるか。</p> <p>(4) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積 1.65㎡以上であるか。 （ただし、(3)、(4)において主として重症心身障害児又は難聴児を通わせる児童発達支援センターについてはこの限りではない。）</p> <p>(5) 主として知的障害のある児童を通わせる児童発達支援センターにおいては静養室を設けてあるか。 また、主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいては、聴力検査室を設けてあるか。</p> <p>(6) (1) 及び (5) に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。 （ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>ある・ない ・非該当</p> <p>ある・ない ある・ない</p> <p>ある・ない</p> <p>ある・ない</p> <p>ある・ない</p> <p>いる・いない</p>
放課後等デイサービス事業所の場合	<p>設備及び備品等</p> <p>(1) 発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1) に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。 （ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<p>○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】</p>	<p>児：条例第 10 条第 1 項</p> <p>児：条例第 10 条第 2 項</p> <p>児：条例第 10 条第 3 項第 1 号</p> <p>児：条例第 10 条第 3 項第 2 号</p> <p>児：条例第 10 条第 4 項</p> <p>放：条例第 80 条第 1 項</p> <p>放：条例第 80 条第 2 項</p> <p>放：条例第 80 条第 3 項</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○特に、手指を消毒するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p>	<p>○ 平面図</p>	<p>居：条例第 92 条第 1 項</p>
<p>○特に、手指を消毒するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p>	<p>○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】</p>	<p>保：条例第 100 条準用第 92 条第 1 項</p>
<p>○特に、手指を消毒するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p>	<p>○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】</p>	<p>保：条例第 100 条準用第 92 条第 2 項</p>
<p>○「利用定員」とは、1 日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。（解釈通知第三の 3 (1)）</p>	<p>○運営規程 ○利用者数が分かる処理（利用者名簿等）</p>	<p>法第 21 条の 5 の 19 第 2 項</p>
<p>○利用定員に関する特例（解釈通知第八の 3）</p> <p>(1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第 4 の 1にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上とすることができる。</p> <p>(2) 利用定員の合計が 20 人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第 4 の 1にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を 5 人以上とすることができる。</p>		<p>児：条例第 11 条 放：条例第 81 条</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>2 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 事業者は、通所給付決定保護者が指定通所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児通所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>(2) 事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>3 契約支給量の報告等</p> <p>(1) 事業者は、指定通所支援を提供するときは、当該支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p>	いない・いる
児・放・居・保	<p>(3) 事業者は、指定通所支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>(4) 事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から (3) に準じて取り扱っているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>事業所は、障害児に対し適切な指定通所支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定通所支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>なお、利用申込者及び指定障害児通所支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>○ 書面交付事項</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 提供する指定通所支援の内容</p> <p>③ 当該指定通所支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 指定通所支援の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定通所支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>利用者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。（解釈通知第三の3(2)）</p> <p>○ 受給者証への記載事項</p> <p>① 当該事業者及びその事業所の名称</p> <p>② 当該指定通所支援の内容</p> <p>③ 当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定通所支援の提供量（契約支給量）</p> <p>④ 契約日等</p> <p>当該契約に係る指定通所支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定通所支援の量を記載すること。（解釈通知第三の3(3)①）</p> <p>○ 受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。（解釈通知第三の3(3)②）</p> <p>○ 指定障害児通所支援事業者は、（1）の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告すること。（解釈通知第三の3(3)③）</p>	<p>○運営規程</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○利用料金等の説明文書、パンフレットなど</p> <p>○同意に関する記録</p> <p>○利用契約書（保護者の署名捺印）</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書（保護者の署名捺印）</p> <p>○その他保護者に交付した書面</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○契約内容報告書</p> <p>○契約内容報告書</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○契約内容報告書</p>	<p>児：条例第12条第1項</p> <p>放：条例第83条準用第12条第1項</p> <p>居：条例第96条準用第12条第1項</p> <p>保：条例第101条準用第12条第1項</p> <p>児：条例第12条第2項</p> <p>放：条例第83条準用第12条第2項</p> <p>居：条例第96条準用第12条第2項</p> <p>保：条例第101条準用第12条第2項</p> <p>児：条例第13条第1項</p> <p>放：条例第83条準用第13条第1項</p> <p>居：条例第96条準用第13条第1項</p> <p>保：条例第101条準用第13条第1項</p> <p>児：条例第13条第2項</p> <p>放：条例第83条準用第13条第2項</p> <p>居：条例第96条準用第13条第2項</p> <p>保：条例第101条準用第13条第2項</p> <p>児：条例第13条第3項</p> <p>放：条例第83条準用第13条第3項</p> <p>居：条例第96条準用第13条第3項</p> <p>保：条例第101条準用第13条第3項</p> <p>児：条例第13条第4項</p> <p>放：条例第83条準用第13条第4項</p> <p>居：条例第96条準用第13条第4項</p> <p>保：条例第101条準用第13条第4項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	4 提供拒否の禁止 事業者は、正当な理由がなく指定通所支援の提供を拒んでいないか。	いない・いる
児・放・居・保	5 連絡調整に対する協力 事業者は、指定通所支援の利用について市又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない
児・放・居・保	6 サービス提供困難時の対応 事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児通所支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	いる・いない
児・放・居・保	7 受給資格の確認 事業者は、指定通所支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。	いる・いない
児・放・居・保	8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 (1) 事業者は、指定通所支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、指定通所支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	9 心身の状況等の把握 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
児・放・居・保	10 指定障害児通所支援事業者等との連携等 (1) 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、指定通所支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、</p> <p>① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>② 入院治療の必要がある場合</p> <p>③ 当該事業所が提供する指定通所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難な場合等である。 (解釈通知第三の3(4))</p> <p>○ 事業者は、市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。(解釈通知第三の3(5))</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○アセスメント記録</p> <p>○ケース記録</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p>	<p>児：条例第14条 放：条例第83条準用第14条 居：条例第96条準用第14条 保：条例第101条準用第14条</p> <p>児：条例第15条 放：条例第83条準用第15条 居：条例第96条準用第15条 保：条例第101条準用第15条</p> <p>児：条例第16条 放：条例第83条準用第16条 居：条例第96条準用第16条 保：条例第101条準用第16条</p> <p>児：条例第17条 放：条例第83条準用第17条 居：条例第96条準用第17条 保：条例第101条準用第17条</p> <p>児：条例第18条第1項 放：条例第83条準用第18条第1項 居：条例第96条準用第18条第1項 保：条例第101条準用第18条第1項</p> <p>児：条例第18条第2項 放：条例第83条準用第18条第2項 居：条例第96条準用第18条第2項 保：条例第101条準用第18条第2項</p> <p>児：条例第19条 放：条例第83条準用第19条 居：条例第96条準用第19条 保：条例第101条準用第19条</p> <p>児：条例第20条第1項 放：条例第83条準用第20条第1項 居：条例第96条準用第20条第1項 保：条例第101条準用第20条第1項</p> <p>児：条例第20条第2項 放：条例第83条準用第20条第2項 居：条例第96条準用第20条第2項 保：条例第101条準用第20条第2項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	11 サービス提供の記録 (1) 事業者は、指定通所支援を提供した際は、当該指定通所支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定通所支援の提供の都度記録しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定障害児通所支援を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない
児・放・居・保	12 指定障害児通所支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等 (1) 事業者が、指定通所支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、14の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	いる・いない
居・保	13 身分を証する書類の携行 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない
児	14 通所利用者負担額の受領 (1) 事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の①②の支払を受けているか。 ① 当該支援に係る指定通所支援費用基準額 ② 治療を行う場合①のほか、当該支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	いる・いない
	(3) 事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の①～③以外の支払を当該通所給付決定保護者から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。） ② 日用品費 ③ ①、②のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 通所給付決定保護者及び指定障害児通所支援事業者が、その時点での指定通所支援の利用状況等を把握できるようにするため、当該指定通所支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。（解釈通知第三の３（１０））</p>	<p>○利用者への交付書面（控）</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○請求書 ○領収書（控） ○利用料金等の説明文書 ○同意書</p>	<p>児：条例第 21 条第 1 項 放：条例第 83 条準用第 21 条第 1 項 居：条例第 96 条準用第 21 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 21 条第 1 項</p> <p>児：条例第 21 条第 2 項 放：条例第 83 条準用第 21 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 21 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 21 条第 2 項</p> <p>児：条例第 22 条第 1 項 放：条例第 83 条準用第 22 条第 1 項 居：条例第 96 条準用第 22 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 22 条第 1 項</p> <p>児：条例第 22 条第 2 項 放：条例第 83 条準用第 22 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 22 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 22 条第 2 項</p> <p>居：条例第 93 条 保：条例第 101 条準用第 93 条</p> <p>児：条例第 23 条第 1 項</p> <p>児：条例第 23 条第 2 項</p> <p>児：条例第 23 条第 3 項第 1 号</p> <p>児：条例第 23 条第 3 項第 2 号 児：条例第 23 条第 3 項第 3 号</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	<p>(4) 事業者は、(3) ①の費用について、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本としているか。</p> <p>(5) 事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<p>○請求書</p> <p>○領収書</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○領収書</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○ 領収書(控)</p> <p>○ 利用料金等の説明文書</p> <p>○ 同意書</p>	<p>児：条例第 23 条第 4 項</p> <p>児：条例第 23 条第 5 項</p> <p>児：条例第 23 条第 6 項</p> <p>医：条例第 71 条第 1 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
放	<p>14 通所利用者負担額の受領</p> <p>(1) 事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払いを通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 事業者は、(1)～(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
居	<p>14 通所利用者負担額の受領</p> <p>(1) 事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該支援に係る費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 事業者は、(1)～(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領収書(控) ○ 利用料金等の説明文書 ○ 同意書 	<p>放：条例第 82 条第 1 項</p> <p>放：条例第 82 条第 2 項</p> <p>放：条例第 82 条第 3 項</p> <p>放：条例第 82 条第 4 項</p> <p>放：条例第 82 条第 5 項</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領収書(控) ○ 利用料金等の説明文書 ○ 同意書 	<p>居：条例第 94 条第 1 項</p> <p>居：条例第 94 条第 2 項</p> <p>居：条例第 94 条第 3 項</p> <p>居：条例第 94 条第 4 項</p> <p>居：条例第 94 条第 5 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
保	<p>14 通所利用者負担額の受領</p> <p>(1) 事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 事業者は、(1)～(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>15 通所利用者負担額に係る管理</p> <p>事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業者が提供する指定通所支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定通所支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該事業者は、当該指定通所支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>16 障害児通所給付費の額に係る通知等</p> <p>(1) 事業者は、法定代理受領により指定通所支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 事業者は、14(2)の法定代理受領を行わない指定通所支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○請求書 ○領収書(控) ○利用料金等の説明 文書 ○同意書	保：条例第 101 条準用第 94 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 94 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 94 条第 3 項 保：条例第 101 条準用第 94 条第 4 項
	○重要事項説明書	保：条例第 101 条準用第 94 条第 5 項 児：条例第 24 条 医：条例第 76 条準用第 24 条 放：条例第 83 条準用第 24 条 居：条例第 96 条準用第 24 条 保：条例第 101 条準用第 24 条
	○適宜必要と認める 資 料	児：条例第 25 条第 1 項 放：条例第 83 条準用第 25 条第 1 項 居：条例第 96 条準用第 25 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 25 条第 1 項 児：条例第 25 条第 2 項 放：条例第 83 条準用第 25 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 25 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 25 条第 2 項
	○通知の写し	
	○サービス提供証明 書の写し	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	17 指定通所支援の取扱方針 (1) 事業者は、18(1)の通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定通所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するため配慮しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(3) 事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	いる・いない
児・放・居	(4) 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定通所支援(治療に係る部分を除く。以下において同じ。)の確保並びに(5)に規定する指定通所支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定通所支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(5) 事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない
児・放・保	(6) 事業者は、(5)により、その提供する指定通所支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について当該事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(「保」は訪問先施設)による評価を受けて、その改善を図っているか。 一 当該事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定通所支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該事業者を利用する障害児及びその保護者(「保」は並びに当該訪問先施設も含めた)に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	いる・いない
児・放・保	(7) 事業者は、おおむね1年に1回以上、(6)の評価(「保」は当該訪問先施設評価も含めた評価)及び改善の内容を、保護者に示す(「保」は及び当該訪問先施設に示す)とともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	いる・いない
児・放・居	(8) 事業者は、指定通所支援事業所ごとに指定障害児通所支援プログラム((4)に規定する領域との関連性を明確にした指定障害児通所支援の実施に関する計画をいう。))を策定し、インターネットの利用その他の方法により、公表しているか。	いる・いない
児・放・保	(9) 事業者は、障害児が指定障害児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 「支援上必要な事項」とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。（解釈通知第三の３（１５）③）</p> <p>○ 自らその提供する指定通所支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならない。（解釈通知第三の３（１５）⑤）</p> <p>○ 指定通所支援の質の評価及び改善を行うため、前ページ～七に掲げる事項について、事業所が自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</p> <p>なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドライン（平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）又は放課後等デイサービスガイドライン（平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考にすることが望ましい。</p> <p>（８）事業所の支援プログラムの作成・公表について</p> <p>総合的な支援の支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、５領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算が設けられた。（令和 7 年 3 月 31 日までは経過措置期間）</p> <p>➤支援プログラム未公表減算 所定単位数の 85%を算定</p> <p>※公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>児：条例第 26 条 放：条例第 83 条準用第 26 条第 5 項 居：条例第 96 条準用第 26 条（第 6 項及び第 7 項除く） 保：条例第 101 条準用第 26 条（第 4 項除く） 児：条例第 26 条の 2 放：条例第 83 条準用第 26 条の 2 居：条例第 96 条準用第 26 条の 2 児：条例第 26 条の 3 放：条例第 83 条準用第 26 条の 3 保：条例第 101 条準用第 26 条の 3</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	18 通所支援計画の作成等 (1) 事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定通所支援に係る通所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	いる・いない
児・放・居・保	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。 また、この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない いる・いない
児・放・居・保	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、心身の健康等に関する領域(37ページの17(4))との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた(「居」は(37ページの17(4))との関連性を踏まえた。「保」はインクルージョンの観点を踏まえた)指定通所支援の具体的内容、指定通所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供する指定通所支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	いる・いない いる・いない
児・放・居・保	(5) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定通所支援の提供に当たる担当者等(「保」は担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等)を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能)を開催し、通所支援計画の原案について意見を求めているか。	いる・いない
児・放・居・保	(6) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該通所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	いる・いない
児・放・居・保	(7) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成した際には、当該通所支援計画を通所給付決定保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 通所支援計画の内訳 「児」＝児童発達支援計画 「放」＝放課後等デイサービス計画 「居」＝居宅訪問型児童発達支援計画 「保」＝保育所等訪問支援計画</p> <p>○ 通所支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、条例第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定通所支援の具体的内容（行事や日課も含む）、指定通所支援を提供する上での留意事項等を記載すること。</p> <p>通所支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案すること。</p> <p>（解釈通知第三の3（16））</p>	<p>○児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p> <p>○アセスメントを実施したことが分かる記録</p> <p>○面接記録</p> <p>○個別支援計画の原案</p> <p>○他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>○サービス担当者会議の記録</p> <p>○個別支援計画（保護者の署名捺印）</p> <p>○保護者及び指定障害児相談支援を提供する者に交付した記録</p> <p>○個別支援計画（保護者の署名捺印）</p>	<p>児：条例第27条第1項 放：条例第83条準用第27条第1項 居：条例第96条準用第27条第1項 保：条例第101条準用第27条第1項</p> <p>児：条例第27条第2項 放：条例第83条準用第27条第2項 居：条例第96条準用第27条第2項 保：条例第101条準用第27条第2項</p> <p>児：条例第27条第3項 放：条例第83条準用第27条第3項 居：条例第96条準用第27条第3項 保：条例第101条準用第27条第3項</p> <p>児：条例第27条第4項 放：条例第83条準用第27条第4項 居：条例第96条準用第27条第4項 保：条例第101条準用第27条第4項</p> <p>児：条例第27条第5項 放：条例第83条準用第27条第5項 居：条例第96条準用第27条第5項 保：条例第101条準用第27条第5項</p> <p>児：条例第27条第6項 放：条例第83条準用第27条第6項 居：条例第96条準用第27条第6項 保：条例第101条準用第27条第6項</p> <p>児：条例第27条第7項 放：条例第83条準用第27条第7項 居：条例第96条準用第27条第7項 保：条例第101条準用第27条第7項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	(8) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該通所支援計画の変更を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次の①、②に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	いる・いない
児・放・居・保	(10) (2)～(7)の事項は、(8)の通所支援計画の変更について準用されているか。	いる・いない
児・放・居・保	19 児童発達支援管理責任者の責務 (1) 児童発達支援管理責任者は、「18 通所支援計画の作成等」の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ①「20 相談及び援助」を行うこと ②他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと (2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	いる・いない
児・放・居・保	20 相談及び援助 事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 相談及び援助については、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。（解釈通知第三の(18)）</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p>	<p>児：条例第 27 条第 8 項 放：条例第 83 条準用第 27 条第 8 項 居：条例第 96 条準用第 27 条第 8 項 保：条例第 101 条準用第 27 条第 8 項</p>
	<p>○モニタリング記録</p> <p>○面接記録</p>	<p>児：条例第 27 条第 9 項 放：条例第 83 条準用第 27 条第 9 項 居：条例第 96 条準用第 27 条第 9 項 保：条例第 101 条準用第 27 条第 9 項</p>
	<p>○(2) から(7)に掲げる確認資料</p>	<p>児：条例第 27 条第 10 項 放：条例第 83 条準用第 27 条第 10 項 居：条例第 96 条準用第 27 条第 10 項 保：条例第 101 条準用第 27 条第 10 項</p>
	<p>○相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）</p>	<p>児：条例第 28 条第 1 項 放：条例第 83 条準用第 28 条第 1 項 居：条例第 96 条準用第 28 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 28 条第 1 項</p>
	<p>○他の従業者に指導及び助言した記録</p>	<p>児：条例第 28 条第 2 項 放：条例第 83 条準用第 28 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 28 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 28 条第 2 項</p>
	<p>○適宜必要と認める資料</p>	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	21 支援 (1) 事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(3) 事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(4) 事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。	いる・いない
児・放・居・保	(5) 事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	いない・いる
児	22 食事 (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（４）において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。	いる・いない
児	(2) 食事は、(1)によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	いる・いない
児	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	いる・いない
児	(4) 事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> ○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等 ○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等 ○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等 ○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○従業者名簿 ○雇用契約書 ○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等 ○適宜必要と認める資料 	<ul style="list-style-type: none"> 児：条例第30条第1項 放：条例第83条準用第30条第1項 居：条例第96条準用第30条第1項 保：条例第101条準用第30条第1項 児：条例第30条第2号 放：条例第83条準用第30条第2項 居：条例第96条準用第30条第2項 保：条例第101条準用第30条第2項 児：条例第30条第3号 放：条例第83条準用第30条第3項 居：条例第96条準用第30条第3項 保：条例第101条準用第30条第3項 児：条例第30条第4号 放：条例第83条準用第30条第4項 居：条例第96条準用第30条第4項 保：条例第101条準用第30条第4項 児：条例第30条第5号 放：条例第83条準用第30条第5項 居：条例第96条準用第30条第5項 保：条例第101条準用第30条第5項 児：条例第31条第1項 児：条例第31条第2項 児：条例第31条第3項 児：条例第31条第4項

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価				
児・放・居・保	23 社会生活上の便宜の供与等 (1) 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	いる・いない				
児・放・居・保	(2) 事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	いる・いない				
児	24 健康管理 (1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。	いる・いない				
児	(2) (1) の事業者は、(1) の内容にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	いる・いない
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断					
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
児	(3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	いる・いない				
児・放・居・保	25 緊急時等の対応 事業所の従業者は、現に指定通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない				

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。(解釈通知第三の3(21)①)</p> <p>○ 障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。(解釈通知第三の3(21)②)</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>児：条例第32条第1項 放：条例第83条準用第32条第1項 居：条例第96条準用第32条第1項 保：条例第101条準用第32条第1項</p> <p>児：条例第32条第2項 放：条例第83条準用第32条第2項 居：条例第96条準用第32条第2項 保：条例第101条準用第32条第2項</p> <p>児：条例第33条第1項</p> <p>児：条例第33条第2項</p> <p>児：条例第33条第3項</p>
<p>○ 障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたもの。(解釈通知第三の3(23))</p>	<p>○緊急時対応マニュアル</p> <p>○ケース記録</p> <p>○事故等の対応記録</p>	<p>児：条例第34条 放：条例第83条準用第34条 居：条例第96条準用第34条 保：条例第101条準用第34条</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>26 通所給付決定保護者に関する市への通知 事業者は、指定通所支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>27 管理者の責務 (1) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>(2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に基準省令（第2章～第5章）の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>28 運営規程 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員（「居・保」を除く。） ⑤ 指定通所支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策（「居・保」を除く。） ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（児・放のみ） ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項 <p>「居・保」は、④・⑨・⑩を除く。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 「利用定員」とは、事業所において同時に指定障害児通所支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。</p> <p>なお、複数の指定通所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該指定通所支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。</p> <p>また、「条例第 11 条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意すること。（解釈通知第三の 3 (26) ②）</p> <p>○ 「指定通所支援の内容」とは、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。（解釈通知第三の 3 (26) ③）</p> <p>○ 「虐待の防止のための措置事項」</p> <p>ア 虐待防止に関する責任者の設置</p> <p>イ 苦情解決体制の整備</p> <p>ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）</p> <p>エ 条例第 45 条第 2 項第 1 号の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること等（解釈通知第三の 3 (26) ⑧）</p>	○適宜必要と認める資料	<p>児：条例第 35 条</p> <p>放：条例第 83 条準用第 35 条</p> <p>居：条例第 96 条準用第 35 条</p> <p>保：条例第 101 条準用第 35 条</p>
	○適宜必要と認める資料	<p>児：条例第 36 条第 1 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 36 条第 1 項</p> <p>居：条例第 96 条準用第 36 条第 1 項</p> <p>保：条例第 101 条準用第 36 条第 1 項</p> <p>児：条例第 36 条第 2 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 36 条第 2 項</p> <p>居：条例第 96 条準用第 36 条第 2 項</p> <p>保：条例第 101 条準用第 36 条第 2 項</p>
	○運営規程	<p>児：条例第 37 条</p> <p>放：条例第 83 条準用第 37 条</p> <p>居：条例第 95 条</p> <p>保：条例第 101 条準用第 95 条</p>
		<p>「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日付け障発第 1020001 号通知）</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	29 勤務体制の確保等 (1) 事業者は、障害児に対し、適切な指定通所支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定通所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	いる・いない
児・放・居・保	(3) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(4) 事業所は、適切な指定通所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。（解釈通知第三の3(27)①）</p> <p>○ 障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めている。（解釈通知第三の3(27)②）</p> <p>○ 事業所の従業員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。（解釈通知第三の3(27)③）</p> <p>○ 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は（中略）特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p> a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p> b 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p> 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</p> <p> （中略）方針の明確化等の措置義務については（中略）令和4年4月1日から義務化となっている。（解釈通知第三の3(27)④）</p>	<p>○従業員の勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>○辞令又は雇用契約書（写）</p> <p>○研修計画、研修実施記録</p> <p>○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>	<p>児：条例第38条第1項 放：条例第83条準用第38条第1項 居：条例第96条準用第38条第1項 保：条例第101条準用第38条第1項</p> <p>児：条例第38条第2項 放：条例第83条準用第38条第2項 居：条例第96条準用第38条第2項 保：条例第101条準用第38条第2項</p> <p>児：条例第38条第3項 放：条例第83条準用第38条第3項 居：条例第96条準用第38条第3項 保：条例第101条準用第38条第3項</p> <p>児：条例第38条第4項 放：条例第83条準用第38条第4項 居：条例第96条準用第38条第4項 保：条例第101条準用第38条第4項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>30 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、（中略）指定障害児通所支援事業者の実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。（中略）</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携 （解釈通知第三の3(28)②）</p> <p>○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。（解釈通知第三の3(28)③）</p> <p>○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害児通所支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。（解釈通知第三の3(28)④）</p>	<p>○業務継続計画</p> <p>○研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>	<p>児：条例第38条の2第1項 放：条例第83条準用第38条の2第1項 居：条例第96条準用第38条の2第1項 保：条例第101条準用第38条の2第1項</p> <p>児：条例第38条の2第2項 放：条例第83条準用第38条の2第2項 居：条例第96条準用第38条の2第2項 保：条例第101条準用第38条の2第2項</p> <p>児：条例第38条の2第3項 放：条例第83条準用第38条の2第3項 居：条例第96条準用第38条の2第3項 保：条例第101条準用第38条の2第3項</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>31</p> <p>○ 原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>① 1日当たりの障害児の数</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の場合 1 日の障害児の数が、利用定員に 100 分の 150 を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員 51 人以上の場合 1 日の障害児の数が、利用定員に当該入所定員から 50 を差し引いた数に、100 分の 25 を乗じた数に、25 を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去 3 月間の障害児の数 直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100 分の 125 を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用人数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。（解釈通知第三の 3 (29) に加筆）</p>	<p>31</p> <p>○運営規程</p> <p>○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）</p>	<p>31</p> <p>児：条例第 39 条</p> <p>放：条例第 83 条準用第 39 条</p>
<p>32</p> <p>○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせること。（解釈通知第三の 3 (30) ③）</p> <p>○ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行うこと。（解釈通知第三の 3 (30) ④）</p> <p>○ 左記 32（4）は、事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。こと。（解釈通知第三の 3 (30) ⑤）</p>	<p>32</p> <p>○非常火災時対応マニュアル(対応計画)</p> <p>○運営規程</p> <p>○通報・連絡体制</p> <p>○消防用設備点検の記録</p> <p>○避難確保計画</p> <p>○避難訓練の記録</p> <p>○消防署の届出</p> <p>○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>	<p>32</p> <p>児：条例第 40 条第 1 項及び第 2 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 40 条第 1 項及び第 2 項</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 1 項</p> <p>土砂災害防止法第 8 条の 2</p> <p>児：条例第 40 条第 3 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 40 条第 3 項</p> <p>児：条例第 40 条第 4 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 40 条第 4 項</p> <p>児：条例第 40 条第 5 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 40 条第 5 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	33 安全計画の策定等 (1) 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(3) 指定障害児通所支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(4) 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	34 自動車を運行する場合の所在の確認 (1) 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	いる・いない
児・放	(2) 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<p>○安全計画</p> <p>○研修・訓練の記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>児：条例第 40 条の 2 放：条例第 83 条準用第 40 条の 2 居：条例第 96 条準用第 40 条の 2 保：条例第 101 条準用第 40 条の 2</p>
	<p>○自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類</p> <p>○見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類</p>	<p>児：条例第 40 条の 3 第 1 項 放：条例第 83 条準用第 40 条の 3 第 1 項 居：条例第 96 条準用第 40 条の 3 第 1 項 保：条例第 101 条準用第 40 条の 3 第 1 項 児：条例第 40 条の 3 第 2 項 放：条例第 83 条準用第 40 条の 3 第 2 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>35 衛生管理等</p> <p>(1) 事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。</p> <p>ア 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。</p> <p>○ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね<u>3月に1回以上</u>、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、指定障害児通所支援事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定障害児通所支援事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p>	<p>○衛生管理に関する書類</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針</p> <p>○研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>	<p>児：条例第 41 条第 1 項 放：条例第 83 条準用第 41 条第 1 項 居：条例第 96 条準用第 41 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 41 条第 1 項</p> <p>児：条例第 41 条第 2 項 放：条例第 83 条準用第 41 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 41 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 41 条第 2 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	35 衛生管理等	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <p>従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、<u>新規採用時</u>には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、事業所の指針が周知されるようにする必要がある。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定障害児通所支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <p>平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。（解釈通知第三の3（31）②）</p>		

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居	<p>36 協力医療機関（協力医療機関名： ） 事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>37 掲示 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、「36」の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（「保」は、協力医療機関を除く。）を掲示しているか。 または、上記事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることで上記掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>① 条例第 43 条第 1 項は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定障害児通所支援事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>② 条例第 2 項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定障害児通所支援事業所内に備え付けることを規定したものである。（解釈通知第三の 3 (33)）</p>	<p>34 ○適宜必要と認める資料</p> <p>35 ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>	<p>34 児：条例第 42 条 放：条例第 83 条準用第 42 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 42 条第 2 項</p> <p>35 児：条例第 43 条第 1 項及び第 2 項 放：条例第 83 条準用第 43 条第 1 項及び第 2 項 居：条例第 96 条準用第 43 条第 1 項及び第 2 項 保：条例第 101 条準用第 43 条第 1 項及び第 2 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	38 身体拘束等の禁止 (1) 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。	いない・いる
	(2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	いる・いない
	(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	いる・いない
	ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	いる・いない
	イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>条例第44条第3項第1号「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p> <p>事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○身体拘束等に関する書類</p> <p>○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>○研修を実施したことが分かる書類</p>	<p>児：条例第44条第1項 放：条例第83条準用第44条第1項 居：条例第96条準用第44条第1項 保：条例第101条準用第44条第1項</p> <p>児：条例第44条第2項 放：条例第83条準用第44条第2項 居：条例第96条準用第44条第2項 保：条例第101条準用第44条第2項</p> <p>児：条例第44条第3項 放：条例第83条準用第44条第3項 居：条例第96条準用第44条第3項 保：条例第101条準用第44条第3項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	38 身体拘束等の禁止	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>条例第 44 条第 3 項第 2 号の事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 （解釈通知第三の 3 (34) ③）</p> <p>条例第 44 条第 3 項第 3 号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（<u>年一回以上</u>）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 （解釈通知第三の 3 (34) ④）</p>		

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>39 虐待等の禁止</p> <p>(1) 事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(参考) 児童虐待の防止等に関する法律(第2条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 	いない・いる
児・放・居・保	<p>(2) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>ウ ア、イに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>条例第 45 条第 2 項第 1 号の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の 3 つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果に従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも<u>1 年に 1 回</u>は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定している。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。（解釈通知第三の 3 (35)①）</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等）</p> <p>○ケース記録</p> <p>○業務日誌</p> <p>○委員会議事録</p> <p>○研修を実施したことが分かる書類</p> <p>○担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）</p>	<p>児：条例第 45 条第 1 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 45 条第 1 項</p> <p>居：条例第 96 条準用第 45 条第 1 項</p> <p>保：条例第 101 条準用第 45 条第 1 項</p> <p>児：条例第 45 条第 2 項</p> <p>放：条例第 83 条準用第 45 条第 2 項</p> <p>居：条例第 96 条準用第 45 条第 2 項</p> <p>保：条例第 101 条準用第 45 条第 2 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	39 虐待等の禁止	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>(解釈通知第三の 3 (35) ②)</p> <p>条例第 45 条第 2 項第 2 号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定障害児通所支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（<u>年 1 回以上</u>）するとともに、<u>新規採用時</u>には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>(解釈通知第三の 3 (35) ③)</p> <p>条例第 45 条第 2 項第 3 号の虐待防止のための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。</p> <p>(解釈通知第三の 3 (35) ④)</p>		

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>40 秘密保持等</p> <p>(1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	いない・いる
児・放・居・保	<p>(2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	いない・いる
児・放・居・保	<p>(3) 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>41 情報の提供等</p> <p>(1) 事業者は、指定通所支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。（「居」・「保」は努めているか。）</p>	いる・いない
児・放・居・保	<p>(2) 事業者は、当該事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。</p>	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業者は、当該事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じること。（解釈通知第三の3(37)②）</p> <p>○ 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定障害児通所支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族から同意を得ること。</p> <p>なお、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。（解釈通知第三の3(37)③）</p>	<p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○ 秘密保持に関する就業時の取り決め</p> <p>○ 利用者等の同意書</p> <p>○情報提供を行ったことが分かる書類</p> <p>○事業者のホームページ画面・パンフレット</p>	<p>児：条例第47条第1項 放：条例第83条準用第47条第1項 居：条例第96条準用第47条第1項 保：条例第101条準用第47条第1項</p> <p>児：条例第47条第2項 放：条例第83条準用第47条第2項 居：条例第96条準用第47条第2項 保：条例第101条準用第47条第2項</p> <p>児：条例第47条第3項 放：条例第83条準用第47条第3項 居：条例第96条準用第47条第3項 保：条例第101条準用第47条第3項</p> <p>児：条例第48条第1項 放：条例第83条準用第48条第1項</p> <p>児：条例第48条第2項 放：条例第83条準用第48条第2項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	42 利益供与等の禁止 (1) 事業者は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者((2)において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定障害児通所支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	いない・いる
児・放・居・保	(2) 事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いない・いる
児・放・居・保	43 苦情解決 (1) 事業者は、その提供した指定通所支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(3) 事業者は、その提供した指定通所支援に関し、市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児通所支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	(4) 事業者は、市長からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市長に報告しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(5) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。</p> <p>当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。(解釈通知第三の3(39)①)</p> <p>○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。(解釈通知第三の3(39)②)</p>	○適宜必要と認める資料	<p>児：条例第49条第1項 放：条例第83条準用第49条第1項 居：条例第96条準用第49条第1項 保：条例第101条準用第49条第1項</p> <p>児：条例第49条第2項 放：条例第83条準用第49条第2項 居：条例第96条準用第49条第2項 保：条例第101条準用第49条第2項</p>
	○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物	<p>児：条例第50条第1項 放：条例第83条準用第50条第1項 居：条例第96条準用第50条第1項 保：条例第101条準用第50条第1項</p>
	○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル	<p>児：条例第50条第2項 放：条例第83条準用第50条第2項 居：条例第96条準用第50条第2項 保：条例第101条準用第50条第2項</p>
	○市からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる資料	<p>児：条例第50条第3項 放：条例第83条準用第50条第3項 居：条例第96条準用第50条第3項 保：条例第101条準用第50条第3項</p>
	○市への報告書	<p>児：条例第50条第4項 放：条例第83条準用第50条第4項 居：条例第96条準用第50条第4項 保：条例第101条準用第50条第4項</p>
	○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	<p>児：条例第50条第5項 放：条例第83条準用第50条第5項 居：条例第96条準用第50条第5項 保：条例第101条準用第50条第5項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	44 地域との連携等 (1) 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	いる・いない
児	(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。	いる・いない
児・放・居・保	45 事故発生時の対応 (1) 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	いる・いない
児・放・居・保	(2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	いる・いない
児・放・居・保	(3) 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	いる・いない
児・放・居・保	46 会計の区分 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業者は、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(解釈通知第三の3(40)①)</p> <p>○ 児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。</p> <p>助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している(解釈通知第三の3(40)②)</p> <p>○ 障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。(解釈通知第三の3(41)①)</p> <p>○ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。(解釈通知第三の3(41)②)</p> <p>○ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。(解釈通知第三の3(41)③)</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○市、家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)</p> <p>○収支予算書・決算書等の会計書類</p>	<p>児：条例第51条第1項 医：条例第76条準用第51条第1項 放：条例第83条準用第51条第1項 居：条例第96条準用第51条第1項 保：条例第101条準用第51条第1項</p> <p>児：条例第51条第2項 医：条例第76条準用第51条第2項</p> <p>児：条例第52条第1項 医：条例第76条準用第52条第1項 放：条例第83条準用第52条第1項 居：条例第96条準用第52条第1項 保：条例第101条準用第52条第1項</p> <p>児：条例第52条第2項 医：条例第76条準用第52条第2項 放：条例第83条準用第52条第2項 居：条例第96条準用第52条第2項 保：条例第101条準用第52条第2項</p> <p>児：条例第52条第3項 医：条例第76条準用第52条第3項 放：条例第83条準用第52条第3項 居：条例第96条準用第52条第3項 保：条例第101条準用第52条第3項</p> <p>児：条例第53条 放：条例第83条準用第53条 居：条例第96条準用第53条 保：条例第101条準用第53条</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>事業者等及びその従業者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、条例で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。令和３年７月１日施行。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、条例第 105 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p> <p>④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>（解釈通知第九 2（1））</p>	<p>○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類</p> <p>○左記①から⑥までの書類</p> <p>○電磁的記録簿冊</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>児：条例第 54 条第 1 項 放：条例第 83 条準用第 54 条第 1 項 居：条例第 96 条準用第 54 条第 1 項 保：条例第 101 条準用第 54 条第 1 項</p> <p>児：条例第 54 条第 2 項 放：条例第 83 条準用第 54 条第 2 項 居：条例第 96 条準用第 54 条第 2 項 保：条例第 101 条準用第 54 条第 2 項</p> <p>条例第 105 条第 1 項</p> <p>条例第 105 条第 2 項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	48 電磁的記録等	

チェックポイント	根拠法令
<p>書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。令和3年7月1日施行。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、条例第12条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p> a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるもの</p> <p> (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p> (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され条例第12条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p> b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>ウ ア(a)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により条例基準第12条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p> a アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p> b ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、条例第12条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>③ その他、条例第105条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>④ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>（解釈通知第九2（2））</p>	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>第5 多機能型事業所に関する特例</p> <p>1 従業者の員数に関する特例</p> <p>(1) 事業者が当該事業を行う多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（7）まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（2）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童指導員又は保育士 <p>指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの <p>2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> 二 児童発達支援管理責任者 1以上 	<p>いる・いない</p>
児・放	<p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。（この場合において、指定通所支援の単位は、指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定障害児通所支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 指定障害児通所支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定障害児通所支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 	<p>いる・いない</p>
児・放	<p>(3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定通所支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所の職務に従事するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたもの。</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>法第 21 条の 5 の 19</p> <p>条例第 102 条 (児：第 5 条第 1 項 放：第 78 条第 1 項 適用)</p> <p>条例第 102 条 (児：第 5 条第 2 項 放：第 78 条第 2 項 適用)</p> <p>条例第 102 条 (児：第 5 条第 3 項 放：第 78 条第 3 項 適用)</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児	<p>(4) 事業者が当該事業を行う多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（7）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40 人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 嘱託医 1 以上 二 児童指導員及び保育士 <ul style="list-style-type: none"> イ 児童指導員及び保育士の総数 <p>指定通所支援の単位（指定通所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上</p> ロ 児童指導員 1 以上 ハ 保育士 1 以上 三 栄養士 1 以上 四 調理員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上 	<p>いる・いない</p>
児	<p>(5) (4) の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 	<p>いる・いない</p>
児	<p>(6) (5) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所には、(4) の各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 看護職員 1 以上 二 機能訓練担当職員 1 以上 	<p>いる・いない</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児	(7) (4) から (6) まで ((4) 第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)	いる・いない
居・保	(9) 事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1 以上	いる・いない
児・放・居・保	2 設備に関する特例 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	いる・いない
児・放	3 利用定員に関する特例 (1) 多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	いる・いない
児・放	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定通所支援の利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	いる・いない
児・放	(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。	いる・いない
児・放	(4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	いる・いない
児・放・居・保	4 電磁的記録等 第4の47と同じ	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではない。</p> <p>(1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援を通じて 10 人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、5 人以上。）とすることができる。</p> <p>(2) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計数が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を 5 人以上とすることができる。</p>	<p>○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>○運営規程 ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）</p>	<p>条例第 102 条 （第 6 条第 8 項適用）</p> <p>条例第 102 条 （居：第 90 条第 1 項 保：第 98 条第 1 項適用）</p> <p>条例第 103 条</p> <p>条例第 104 条第 1 項</p> <p>条例第 104 条第 2 項</p> <p>条例第 104 条第 3 項</p> <p>条例第 104 条第 4 項</p> <p>条例第 105 条</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	法第 21 条の 5 の 20 第 3 項 施行規則第 18 条の 35 第 1～3 項 法第 21 条の 5 の 20 第 4 項 施行規則第 18 条の 35 第 4 項

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 右記根拠法令の告示等により算定すること。</p> <p>※告示：「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）」</p> <p>※関連告示：「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年3月14日付厚生労働省告示128号）」によること。</p> <p>※施設基準告示：「厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年3月30日付厚生労働省告示269号）」によること。</p> <p>※平24厚告270号：「厚生労働大臣が定める児童等（平成24年3月30日厚生労働省告示第270号）」によること。</p>	<p>法第21条の5の3第2項 告示第1項 関連告示</p> <p>告示第2項</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児	<p>1 基本報酬</p> <p>(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか（ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する）。</p>	<p>いる・いない</p>

チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令																																																																																																																																				
<div>1 児童発達支援給付費（１日につき）</div> <div>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</div> <div>(1) 医療的ケア区分3（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32 点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</div> <div>(2) 医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16 点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</div> <div>(3) 医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3 点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</div> <div>① 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が 30 分以上 1 時間 30 分以下。以下この第1において同じ。）</div> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>3,136単位</td><td>2,120単位</td><td>1,782単位</td><td>1,104単位</td></tr><tr><td>31人～40人</td><td>3,061単位</td><td>2,045単位</td><td>1,706単位</td><td>1,029単位</td></tr><tr><td>41人～50人</td><td>2,991単位</td><td>1,975単位</td><td>1,636単位</td><td>959単位</td></tr><tr><td>51人～60人</td><td>2,924単位</td><td>1,909単位</td><td>1,570単位</td><td>893単位</td></tr><tr><td>61人～70人</td><td>2,897単位</td><td>1,881単位</td><td>1,543単位</td><td>866単位</td></tr><tr><td>71人～80人</td><td>2,873単位</td><td>1,857単位</td><td>1,519単位</td><td>841単位</td></tr><tr><td>81人以上</td><td>2,849単位</td><td>1,833単位</td><td>1,495単位</td><td>817単位</td></tr></table> <div>② 時間区分2（指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。）</div> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>3,163単位</td><td>2,147単位</td><td>1,808単位</td><td>1,131単位</td></tr><tr><td>31人～40人</td><td>3,085単位</td><td>2,069単位</td><td>1,731単位</td><td>1,053単位</td></tr><tr><td>41人～50人</td><td>3,013単位</td><td>1,997単位</td><td>1,659単位</td><td>981単位</td></tr><tr><td>51人～60人</td><td>2,945単位</td><td>1,929単位</td><td>1,591単位</td><td>913単位</td></tr><tr><td>61人～70人</td><td>2,918単位</td><td>1,902単位</td><td>1,563単位</td><td>886単位</td></tr><tr><td>71人～80人</td><td>2,893単位</td><td>1,877単位</td><td>1,538単位</td><td>861単位</td></tr><tr><td>81人以上</td><td>2,868単位</td><td>1,852単位</td><td>1,514単位</td><td>836単位</td></tr></table> <div>③ 時間区分3（指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。）</div> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>3,215単位</td><td>2,199単位</td><td>1,861単位</td><td>1,184単位</td></tr><tr><td>31人～40人</td><td>3,134単位</td><td>2,118単位</td><td>1,780単位</td><td>1,102単位</td></tr><tr><td>41人～50人</td><td>3,059単位</td><td>2,043単位</td><td>1,704単位</td><td>1,027単位</td></tr><tr><td>51人～60人</td><td>2,987単位</td><td>1,971単位</td><td>1,633単位</td><td>955単位</td></tr><tr><td>61人～70人</td><td>2,958単位</td><td>1,942単位</td><td>1,604単位</td><td>926単位</td></tr><tr><td>71人～80人</td><td>2,932単位</td><td>1,916単位</td><td>1,578単位</td><td>900単位</td></tr><tr><td>81人以上</td><td>2,906単位</td><td>1,890単位</td><td>1,551単位</td><td>874単位</td></tr></table>	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	30人以下	3,136単位	2,120単位	1,782単位	1,104単位	31人～40人	3,061単位	2,045単位	1,706単位	1,029単位	41人～50人	2,991単位	1,975単位	1,636単位	959単位	51人～60人	2,924単位	1,909単位	1,570単位	893単位	61人～70人	2,897単位	1,881単位	1,543単位	866単位	71人～80人	2,873単位	1,857単位	1,519単位	841単位	81人以上	2,849単位	1,833単位	1,495単位	817単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	30人以下	3,163単位	2,147単位	1,808単位	1,131単位	31人～40人	3,085単位	2,069単位	1,731単位	1,053単位	41人～50人	3,013単位	1,997単位	1,659単位	981単位	51人～60人	2,945単位	1,929単位	1,591単位	913単位	61人～70人	2,918単位	1,902単位	1,563単位	886単位	71人～80人	2,893単位	1,877単位	1,538単位	861単位	81人以上	2,868単位	1,852単位	1,514単位	836単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	30人以下	3,215単位	2,199単位	1,861単位	1,184単位	31人～40人	3,134単位	2,118単位	1,780単位	1,102単位	41人～50人	3,059単位	2,043単位	1,704単位	1,027単位	51人～60人	2,987単位	1,971単位	1,633単位	955単位	61人～70人	2,958単位	1,942単位	1,604単位	926単位	71人～80人	2,932単位	1,916単位	1,578単位	900単位	81人以上	2,906単位	1,890単位	1,551単位	874単位	児：告示別表第1の1の注1
利用定員		医療的ケア区分																																																																																																																																			
	3	2	1	区分外																																																																																																																																	
30人以下	3,136単位	2,120単位	1,782単位	1,104単位																																																																																																																																	
31人～40人	3,061単位	2,045単位	1,706単位	1,029単位																																																																																																																																	
41人～50人	2,991単位	1,975単位	1,636単位	959単位																																																																																																																																	
51人～60人	2,924単位	1,909単位	1,570単位	893単位																																																																																																																																	
61人～70人	2,897単位	1,881単位	1,543単位	866単位																																																																																																																																	
71人～80人	2,873単位	1,857単位	1,519単位	841単位																																																																																																																																	
81人以上	2,849単位	1,833単位	1,495単位	817単位																																																																																																																																	
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																				
	3	2	1	区分外																																																																																																																																	
30人以下	3,163単位	2,147単位	1,808単位	1,131単位																																																																																																																																	
31人～40人	3,085単位	2,069単位	1,731単位	1,053単位																																																																																																																																	
41人～50人	3,013単位	1,997単位	1,659単位	981単位																																																																																																																																	
51人～60人	2,945単位	1,929単位	1,591単位	913単位																																																																																																																																	
61人～70人	2,918単位	1,902単位	1,563単位	886単位																																																																																																																																	
71人～80人	2,893単位	1,877単位	1,538単位	861単位																																																																																																																																	
81人以上	2,868単位	1,852単位	1,514単位	836単位																																																																																																																																	
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																				
	3	2	1	区分外																																																																																																																																	
30人以下	3,215単位	2,199単位	1,861単位	1,184単位																																																																																																																																	
31人～40人	3,134単位	2,118単位	1,780単位	1,102単位																																																																																																																																	
41人～50人	3,059単位	2,043単位	1,704単位	1,027単位																																																																																																																																	
51人～60人	2,987単位	1,971単位	1,633単位	955単位																																																																																																																																	
61人～70人	2,958単位	1,942単位	1,604単位	926単位																																																																																																																																	
71人～80人	2,932単位	1,916単位	1,578単位	900単位																																																																																																																																	
81人以上	2,906単位	1,890単位	1,551単位	874単位																																																																																																																																	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児	<p>(2) 児童発達支援センターではない指定児童発達支援事業所において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令																																																																																																																																																
<p>ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>※医療的ケア区分はP 9 2 参照</p> <p>① 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が 30 分以上 1 時間 30 分以下。以下この第1において同じ。）</p> <p>（一）主に未就学児に対して、指定指導発達支援を行う場合</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,933単位</td><td>1,917単位</td><td>1,579単位</td><td>901単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,684単位</td><td>1,668単位</td><td>1,330単位</td><td>652単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,568単位</td><td>1,552単位</td><td>1,214単位</td><td>536単位</td></tr></table> <p>（二）（一）以外の場合</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,813単位</td><td>1,797単位</td><td>1,459単位</td><td>781単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,593単位</td><td>1,577単位</td><td>1,238単位</td><td>561単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,493単位</td><td>1,477単位</td><td>1,139単位</td><td>461単位</td></tr></table> <p>② 時間区分2（指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。）</p> <p>（一）主に未就学児に対して、指定指導発達支援を行う場合</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,959単位</td><td>1,943単位</td><td>1,605単位</td><td>928単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,702単位</td><td>1,687単位</td><td>1,348単位</td><td>671単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,582単位</td><td>1,567単位</td><td>1,228単位</td><td>551単位</td></tr></table> <p>（二）（一）以外の場合</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,836単位</td><td>1,820単位</td><td>1,481単位</td><td>804単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,608単位</td><td>1,592単位</td><td>1,254単位</td><td>576単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,505単位</td><td>1,489単位</td><td>1,151単位</td><td>473単位</td></tr></table> <p>③ 時間区分3（指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。）</p> <p>（一）主に未就学児に対して、指定指導発達支援を行う場合</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>3,012単位</td><td>1,996単位</td><td>1,658単位</td><td>980単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,739単位</td><td>1,723単位</td><td>1,385単位</td><td>707単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,611単位</td><td>1,596単位</td><td>1,257単位</td><td>580単位</td></tr></table> <p>（二）（一）以外の場合</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,881単位</td><td>1,865単位</td><td>1,526単位</td><td>849単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,639単位</td><td>1,623単位</td><td>1,284単位</td><td>607単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,529単位</td><td>1,513単位</td><td>1,175単位</td><td>497単位</td></tr></table>	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,933単位	1,917単位	1,579単位	901単位	11人～20人	2,684単位	1,668単位	1,330単位	652単位	21人以上	2,568単位	1,552単位	1,214単位	536単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,813単位	1,797単位	1,459単位	781単位	11人～20人	2,593単位	1,577単位	1,238単位	561単位	21人以上	2,493単位	1,477単位	1,139単位	461単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,959単位	1,943単位	1,605単位	928単位	11人～20人	2,702単位	1,687単位	1,348単位	671単位	21人以上	2,582単位	1,567単位	1,228単位	551単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,836単位	1,820単位	1,481単位	804単位	11人～20人	2,608単位	1,592単位	1,254単位	576単位	21人以上	2,505単位	1,489単位	1,151単位	473単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	3,012単位	1,996単位	1,658単位	980単位	11人～20人	2,739単位	1,723単位	1,385単位	707単位	21人以上	2,611単位	1,596単位	1,257単位	580単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,881単位	1,865単位	1,526単位	849単位	11人～20人	2,639単位	1,623単位	1,284単位	607単位	21人以上	2,529単位	1,513単位	1,175単位	497単位	児：告示別表第1の1の注2
利用定員		医療的ケア区分																																																																																																																																															
	3	2	1	区分外																																																																																																																																													
10人以下	2,933単位	1,917単位	1,579単位	901単位																																																																																																																																													
11人～20人	2,684単位	1,668単位	1,330単位	652単位																																																																																																																																													
21人以上	2,568単位	1,552単位	1,214単位	536単位																																																																																																																																													
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																																
	3	2	1	区分外																																																																																																																																													
10人以下	2,813単位	1,797単位	1,459単位	781単位																																																																																																																																													
11人～20人	2,593単位	1,577単位	1,238単位	561単位																																																																																																																																													
21人以上	2,493単位	1,477単位	1,139単位	461単位																																																																																																																																													
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																																
	3	2	1	区分外																																																																																																																																													
10人以下	2,959単位	1,943単位	1,605単位	928単位																																																																																																																																													
11人～20人	2,702単位	1,687単位	1,348単位	671単位																																																																																																																																													
21人以上	2,582単位	1,567単位	1,228単位	551単位																																																																																																																																													
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																																
	3	2	1	区分外																																																																																																																																													
10人以下	2,836単位	1,820単位	1,481単位	804単位																																																																																																																																													
11人～20人	2,608単位	1,592単位	1,254単位	576単位																																																																																																																																													
21人以上	2,505単位	1,489単位	1,151単位	473単位																																																																																																																																													
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																																
	3	2	1	区分外																																																																																																																																													
10人以下	3,012単位	1,996単位	1,658単位	980単位																																																																																																																																													
11人～20人	2,739単位	1,723単位	1,385単位	707単位																																																																																																																																													
21人以上	2,611単位	1,596単位	1,257単位	580単位																																																																																																																																													
利用定員	医療的ケア区分																																																																																																																																																
	3	2	1	区分外																																																																																																																																													
10人以下	2,881単位	1,865単位	1,526単位	849単位																																																																																																																																													
11人～20人	2,639単位	1,623単位	1,284単位	607単位																																																																																																																																													
21人以上	2,529単位	1,513単位	1,175単位	497単位																																																																																																																																													

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児	<p>(2-2) 児童発達支援センターではない指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2-3) 共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2-4) 基準該当児童発達支援事業所において、基準該当児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2-5) (1) 及び (2) の算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2-6) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない 非該当</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
放	<p>1 基本報酬</p> <p>(1) 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合及び重症心身障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合については、時間区分、就学児（障害児）の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合及び重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合については、時間区分、就学児（障害児）の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、休業日に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) チェックポイントに掲げるイの算定に当たっては、指定放課後等デイサービス事業所の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービスの提供時間（送迎に係る時間は除く）が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービスが必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令																																																																								
<p>1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロからニまでのいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 時間区分1（提供時間が30分以上1時間30分以下）</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,591単位</td><td>1,583単位</td><td>1,247単位</td><td>574単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,399単位</td><td>1,391単位</td><td>1,055単位</td><td>382単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,304単位</td><td>1,296単位</td><td>960単位</td><td>287単位</td></tr></table> <p>(2) 時間区分2（提供時間が1時間30分超3時間以下）</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,627単位</td><td>1,618単位</td><td>1,282単位</td><td>609単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,423単位</td><td>1,414単位</td><td>1,078単位</td><td>406単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,322単位</td><td>1,313単位</td><td>977単位</td><td>305単位</td></tr></table> <p>(3) 時間区分3（提供時間が3時間超5時間以下）※休業日</p> <table><tr><th rowspan="2">利用定員</th><th colspan="4">医療的ケア区分</th></tr><tr><th>3</th><th>2</th><th>1</th><th>区分外</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>2,683単位</td><td>1,674単位</td><td>1,339単位</td><td>666単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>2,461単位</td><td>1,452単位</td><td>1,116単位</td><td>443単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>2,361単位</td><td>1,352単位</td><td>1,016単位</td><td>343単位</td></tr></table> <p>ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>① 利用定員5人以上7人以下の場合 1,771 単位</p> <p>② 利用定員8人以上10人以下の場合 1,118 単位</p> <p>③ 利用定員11人以上の場合 692 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>① 利用定員5人以上7人以下の場合 2,056 単位</p> <p>② 利用定員8人以上10人以下の場合 1,299 単位</p> <p>③ 利用定員11人以上の場合 817 単位</p> <p>ハ 共生型放課後等デイサービス給付費</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合 430 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合 507 単位</p> <p>ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費</p> <p>(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）</p> <p>① 授業の終了後に行う場合 534 単位</p> <p>② 休業日に行う場合 602 単位</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅱ）</p> <p>① 授業の終了後に行う場合 430 単位</p> <p>② 休業日に行う場合 507 単位</p>		利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,591単位	1,583単位	1,247単位	574単位	11人～20人	2,399単位	1,391単位	1,055単位	382単位	21人以上	2,304単位	1,296単位	960単位	287単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,627単位	1,618単位	1,282単位	609単位	11人～20人	2,423単位	1,414単位	1,078単位	406単位	21人以上	2,322単位	1,313単位	977単位	305単位	利用定員	医療的ケア区分				3	2	1	区分外	10人以下	2,683単位	1,674単位	1,339単位	666単位	11人～20人	2,461単位	1,452単位	1,116単位	443単位	21人以上	2,361単位	1,352単位	1,016単位	343単位	放：告示別表第3の1 注1から注5
利用定員	医療的ケア区分																																																																									
	3	2	1	区分外																																																																						
10人以下	2,591単位	1,583単位	1,247単位	574単位																																																																						
11人～20人	2,399単位	1,391単位	1,055単位	382単位																																																																						
21人以上	2,304単位	1,296単位	960単位	287単位																																																																						
利用定員	医療的ケア区分																																																																									
	3	2	1	区分外																																																																						
10人以下	2,627単位	1,618単位	1,282単位	609単位																																																																						
11人～20人	2,423単位	1,414単位	1,078単位	406単位																																																																						
21人以上	2,322単位	1,313単位	977単位	305単位																																																																						
利用定員	医療的ケア区分																																																																									
	3	2	1	区分外																																																																						
10人以下	2,683単位	1,674単位	1,339単位	666単位																																																																						
11人～20人	2,461単位	1,452単位	1,116単位	443単位																																																																						
21人以上	2,361単位	1,352単位	1,016単位	343単位																																																																						

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
居	<p>1 基本報酬</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が 30 分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない 非該当</p>
保	<p>1 基本報酬</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援の提供時間が 30 分未満のものについては、保育所等訪問支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない 非該当</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
居・保	<p>2 訪問支援員特別加算</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所又は指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合</p> <p>イ 訪問支援員特別加算（Ⅰ） 業務従事10年以上の職員の場合</p> <p>ロ 訪問支援員特別加算（Ⅱ） 業務従事5年以上10年未満の職員の場合</p>	いる・いない
居・保	<p>2-1 多職種連携支援加算</p> <p>異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして市長に届け出た事業所において、あらかじめ保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定通所支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
保	<p>2-2 ケアニーズ対応加算</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対して、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
(減算が行われる場合)	<p>3 減算が行われる場合</p> <p>給付費の算定に当たって、障害児の数が以下の基準に該当する場合、減算しているか。</p> <p>事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合。</p>	いる・いない
児・放 (定員を超える場合)	<p>(1) 過去3月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が11人以下 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合 100分の70</p> <p>(二) 利用定員が12人以上 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 100分の70</p> <p>(2) 1日の障害児の数が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が50人以下 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 100分の70</p> <p>(二) 利用定員が51人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えて得た数を超える場合 100分の70</p>	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>イ 訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850 単位</p> <p>ロ 訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700 単位</p> <p>多職種連携支援加算 200 単位</p>	<p>居：告示別表第4の1の2 保：告示別表第5の1の2</p> <p>居：告示別表第4の1の4 保：告示別表第5の1の5</p>
<p>多職種連携支援加算</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数人のうち1人は、訪問支援員特別加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる業務従事歴を有する者であること。 ・複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有すること。具体的には、以下の①～⑦のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること。 <p>①保育士・児童指導員 ②理学療法士 ③作業療法士 ④言語聴覚士 ⑤看護職員 ⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員 ⑦心理担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性と支援内容を個別支援計画に明記し、保護者の同意を得ること ・支援にあたる複数人の訪問支援員が、支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと ・訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと 	
<p>ケアニーズ対応加算 120 単位</p>	<p>保：告示別表第5の1の6</p>
<p>ケアニーズ対応加算</p> <p>【対象となる児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重症心身障害児 ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児） ③重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定されている障害） ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児） ⑤医療的ケア児 	
<p>※施設基準告示第12号（居宅訪問型児童発達支援）、第12号の2（保育所等訪問支援） 次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 特定従業者等であって、(1)、(2)又は(3)に規定する期間が通算して10年（(3)に規定する期間にあつては5年）以上である者</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(2) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援の業務に従事した期間</p> <p>ロ 特定従業者等であって、イの(1)、(2)又は(3)に規定する期間が通算して5年（イの(3)に規定する期間にあつては3年）以上である者</p>	
<p>定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p>	<p>児：告示別表第1の1注3 放：告示別表第3の1注4</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保 (配置すべき従業者の員数が基準に満たない場合)	事業所(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下この項において同じ。)の従業者の員数が平成 24 年厚生労働省告示第 271 号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の口の表の上欄に掲げる基準(※)に該当する場合 100 分の 70	該当・非該当
放	(放課後等デイサービス事業所の場合にあつては、置くべき児童指導員又は保育士の員数を満たしていない状態が 3 月以上継続している場合は、 100 分の 50)	該当・非該当
児・放・居・保 (児童発達管理責任者の員数が基準に満たない場合)	(児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない状態が 5 月以上継続している場合は、 100 分の 50)	該当・非該当
児・放・居・保 (通所支援計画が作成されない場合)	指定通所支援の提供に当たって、指定通所基準第 27 条(第 64 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条において準用する場合を含む。)の規定(※)に従い、通所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 通所支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 通所支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	該当・非該当 該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
<p>人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <div data-bbox="129 336 1437 548" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士の員数を満たしていないこと（児・放）。 ・指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと（児・放・居・保）。 </div>	<p>児：告示別表第１の１注３ 放：告示別表第３の１注４ 居：告示別表第４の１注３ 保：告示別表第５の１注２</p>
<p>通所支援計画の作成にかかる業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <div data-bbox="129 1025 1457 2047" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※基準解釈通知 第三３（１６）児童発達支援計画の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、(15)の④の５領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定通所支援の具体的内容（行事や日課等も含む。）、指定通所支援を提供する上での留意事項等記載すること。 ・通所支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、心身ともに健やかに育成されるよう、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 （基準第２７条第１、２、３項関連） ・児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の原案を作成し、以下の手順により通所支援計画に基づく支援を実施するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 障害児に対する指定通所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求めること イ 通所支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること ウ 通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること エ 当該通所支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、通所支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上、必要に応じて通所支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者の間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること <p>（基準第２７条第４、５、６、７、８、９、１０項関連）</p> </div>	<p>児：告示別表第１の１注３ 医：告示別表第２の１注２ 放：告示別表第３の１注４ 居：告示別表第４の１注３ 保：告示別表第５の１注２</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・保 （自己評価結果等未公表減算）	指定児童発達支援，指定放課後等デイサービス，保育所等訪問支援の提供に当たって，指定基準第 26 条第 7 項（指定基準第 71 条において準用する場合を含む。）に規定する基準（※）に適合しているものとして市長に届け出ていない場合 100 分の 85	いる・いない
保 （複数支援に伴う減算）	同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100 分の 93	いる・いない
児・放 （開所時間減算）	運営規程に定める営業時間が，以下の基準に該当する場合，それぞれ右欄に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	
	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児通所支援事業所の営業時間が 4 時間以上 6 時間未満である場合 100 分の 85 指定障害児通所支援事業所の営業時間が 4 時間未満である場合 100 分の 70 	<div>いる・いない</div> <div>いる・いない</div>

チェックポイント	根拠法令
質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について	児：告示別表第1の1注3 放：告示別表第3の1注4
<div data-bbox="102 286 1394 960" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※基準省令第26条</p> <p>5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</p> <p>一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> </div>	
<p>営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。</p> <p>また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p>	<p>保：告示別表第5の1注2</p> <p>児：告示別表第1の1注4 放：告示別表第3の1注5</p> <p>医：告示別表第2の1注3</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保 （身体拘束廃止未実施減算）	指定通所支援の提供に当たって、指定通所基準第 44 条第 2 項又は第 3 項（第 71 条、第 71 条の 2、第 71 条の 6、第 71 条の 14、第 79 条において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
児・放・居・保 （虐待防止措置未実施減算）	指定通所支援の提供に当たって、指定通所基準第 45 条第 2 項（第 71 条、第 71 条の 2、第 71 条の 6、第 71 条の 14、第 79 条において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
児・放・居・保 （業務継続計画未策定減算）	指定通所支援の提供に当たって、指定通所基準第 38 条の 2 第 1 項（第 71 条、第 71 条の 2、第 71 条の 6、第 71 条の 14、第 79 条において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
児・放・居・保 （情報公表未報告減算）	法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
児・放 （応急的な報酬単価の特例）	<p>令和 8 年 6 月 1 日以降に新規指定された事業所について、令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月までの間、以下の報酬単価を適用する。</p> <p>【児童発達支援】所定単位数の 1000 分の 988 に相当する単位数 【放課後等デイサービス】所定単位数の 1000 分の 982 に相当する単位数</p>	

チェックポイント	根拠法令
<p>○身体拘束廃止未実施減算➤以下の要件を満たさない場合は所定単位数の100分の1を減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。 <p>○虐待防止措置未実施減算➤以下の要件を満たさない場合は所定単位数の100分の1を減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>○業務継続計画未策定減算➤以下の要件を満たさない場合は所定単位数の100分の1を減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練、必要に応じた計画の変更）を講ずること。 <p>○情報公表未報告減算</p> <p>➤以下の要件を満たさない場合は所定単位数の100分の5を減算する。</p> <p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して「情報公表未報告減算」を創設する。また、施行規則において、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。</p> <p>○配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。</p> <p>＜重度障害児等への配慮＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬 ・ 基本報酬医療的ケア区分（１～３）、強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬 <p>＜地域への配慮＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬 ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所 ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所 	<p>児：告示別表第１の１注５ 放：告示別表第３の１注６ 居：告示別表第４の１注５ 保：告示別表第５の１注４</p> <p>児：告示別表第１の１注５の２</p> <p>児：告示別表第１の１注６</p> <p>児：告示別表第１の１注６の２</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
居・保	<p>4 特別地域加算</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める地域（※）に居住している障害児や当該の地域にある保育所等に、事業所の訪問支援員が指定通所支援を行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
保	<p>5 初回加算</p> <p>事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
4 特別地域加算 1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を加算	
<p>※厚生労働大臣が定める地域（平 27 厚労告 182）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域（本市は新島町が該当） 二 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島 三 豪雪地帯対策特別措置法により指定された特別豪雪地帯 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地（本市は黒神町、高免町、喜入瀬々串町、喜入生見町、喜入一倉町、入佐町、直木町、有屋田町、東俣町が該当） 五 山村振興法により指定された振興山村 六 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島 七 半島振興法により指定された半島振興対策実施地域（本市は桜島、喜入、松元、郡山支所管内が該当） 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域（本市は喜入支所管内と郡山支所管内（旧下伊集院村）が該当） 九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域（本市は旧桜島町が該当） 十 沖縄振興特別措置法に規定する離島 	
5 初回加算 200 単位	
<p>（一）利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できる。</p> <p>（二）児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>（三）初回加算を算定する場合に、当該月について児童発達支援管理責任者の同行による多職種連携支援加算の算定はできないこと。この場合であっても、他の複数職種による多職種連携加算の算定は可能であること。</p>	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価																																
児	<div>6 中核機能強化加算</div> <div>児童発達支援センターの場合において、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</div> <table><tr><th>利用定員</th><th>中核機能強化 加算（Ⅰ）</th><th>中核機能強化 加算（Ⅱ）</th><th>中核機能強化 加算（Ⅲ）</th></tr><tr><td>30人以下</td><td>155単位</td><td>124単位</td><td>62単位</td></tr><tr><td>31人～40人</td><td>133単位</td><td>106単位</td><td>53単位</td></tr><tr><td>41人～50人</td><td>103単位</td><td>82単位</td><td>41単位</td></tr><tr><td>51人～60人</td><td>85単位</td><td>68単位</td><td>34単位</td></tr><tr><td>61人～70人</td><td>73単位</td><td>58単位</td><td>29単位</td></tr><tr><td>71人～80人</td><td>63単位</td><td>50単位</td><td>25単位</td></tr><tr><td>81人以上</td><td>55単位</td><td>44単位</td><td>22単位</td></tr></table>	利用定員	中核機能強化 加算（Ⅰ）	中核機能強化 加算（Ⅱ）	中核機能強化 加算（Ⅲ）	30人以下	155単位	124単位	62単位	31人～40人	133単位	106単位	53単位	41人～50人	103単位	82単位	41単位	51人～60人	85単位	68単位	34単位	61人～70人	73単位	58単位	29単位	71人～80人	63単位	50単位	25単位	81人以上	55単位	44単位	22単位	いる・いない 非該当
利用定員	中核機能強化 加算（Ⅰ）	中核機能強化 加算（Ⅱ）	中核機能強化 加算（Ⅲ）																															
30人以下	155単位	124単位	62単位																															
31人～40人	133単位	106単位	53単位																															
41人～50人	103単位	82単位	41単位																															
51人～60人	85単位	68単位	34単位																															
61人～70人	73単位	58単位	29単位																															
71人～80人	63単位	50単位	25単位																															
81人以上	55単位	44単位	22単位																															
児・放	<div>6の2 中核機能強化事業所加算</div> <div>児童発達支援センター以外の場合において、指定通所支援等を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</div> <div>イ</div> <table><tr><th>利用定員</th><th>ロに該当する場合を除く</th></tr><tr><td>10人以下</td><td>187単位</td></tr><tr><td>11人～20人</td><td>125単位</td></tr><tr><td>21人以上</td><td>75単位</td></tr></table> <div>ロ</div> <table><tr><th>利用定員</th><th>重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</th></tr><tr><td>5人</td><td>374単位</td></tr><tr><td>6人</td><td>312単位</td></tr><tr><td>7人</td><td>267単位</td></tr><tr><td>8人</td><td>234単位</td></tr><tr><td>9人</td><td>208単位</td></tr><tr><td>10人</td><td>187単位</td></tr><tr><td>11人以上</td><td>125単位</td></tr></table>	利用定員	ロに該当する場合を除く	10人以下	187単位	11人～20人	125単位	21人以上	75単位	利用定員	重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	5人	374単位	6人	312単位	7人	267単位	8人	234単位	9人	208単位	10人	187単位	11人以上	125単位	いる・いない 非該当								
利用定員	ロに該当する場合を除く																																	
10人以下	187単位																																	
11人～20人	125単位																																	
21人以上	75単位																																	
利用定員	重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合																																	
5人	374単位																																	
6人	312単位																																	
7人	267単位																																	
8人	234単位																																	
9人	208単位																																	
10人	187単位																																	
11人以上	125単位																																	

チェックポイント	根拠法令
<p>○中核機能強化加算（報酬告示：第1の注7）（令和6年3月21日付こども家庭庁事務連絡）</p> <p>児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して自治体や地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。</p> <p>（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能</p> <p>○ 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの</p> <p>【主な要件】</p> <p>① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。</p> <p>② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）</p> <p>③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること</p> <p>④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること（定期的な情報共有、研修会の開催、助言援助等の実施等）</p> <p>⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること（保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等）</p> <p>⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること（障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等）</p> <p>⑦ 地域の障害児相談支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること</p> <p>⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること</p> <p>⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること</p> <p>【各加算の要件】※加算（Ⅰ）イロハ全てに適合、加算（Ⅱ）イ・ロに適合、加算（Ⅲ）イ又はロのいずれかに適合</p> <p>イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う専門人材として、常勤専任で1以上加配 （ハの資格者等で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る。）</p> <p>ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる専門人材として、常勤専任で1以上加配（同上）</p> <p>ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士（※1）、児童指導員（※1）の全ての職種を配置（※2）し、連携して支援を行っていること</p> <p>（※1）障害児通所支援又は入所支援の業務を3年以上従事した者に限る</p> <p>（※2）基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可</p> <p>○イ・ハにより加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所の支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする。（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）</p> <p>○中核機能強化事業所加算（報酬告示：第1の注7の2、第3の6の5）</p> <p>○児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。</p> <p>【主な要件】</p> <p>① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。</p> <p>② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）</p> <p>③ 専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること</p> <p>④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること</p> <p>⑤ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること</p> <p>⑥ 自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること</p> <p>⑦ 主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として常勤専任で1以上加配 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）</p> <p>⑦で加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所での支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする。（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）</p>	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>7 児童指導員等加配加算</p> <p>常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費等の算定に必要となる従業者の員数（専門的支援加算を算定している場合は、専門的支援加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準（※※）に適合する者（以下、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、指定通所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>※平 24 厚告 270 号 第 1 号の 3 次に該当する者</p> <p>児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（公認心理師、その他大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る）、視覚障害児支援担当職員（国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）、強度行動障害支援者養成研修修了者</p>		

チェックポイント					根拠法令			
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合								
利用定員	30人以下	31人～40人	41人～50人	51人～60人	61人～70人	71人～80人	81人以上	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを 常勤 で配置する場合	62単位	53単位	42単位	34単位	29単位	25単位	22単位	
(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を 常勤 で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）	51単位	43単位	34単位	27単位	23単位	20単位	18単位	
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）	41単位	35単位	27単位	22単位	19単位	16単位	15単位	
(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）	36単位	31単位	24単位	19単位	17単位	14単位	13単位	
(5) その他の従業者を配置する場合	30単位	26単位	20単位	16単位	14単位	12単位	11単位	
ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援（放課後等デイサービス）を行った場合（ハの該当する場合を除く。）								
利用定員	10人以下	11人～20人	21人以上					
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを 常勤 で配置する場合	187単位	125単位	75単位					
(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を 常勤 で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）	152単位	101単位	59単位					
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）	123単位	82単位	49単位					
(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）	107単位	71単位	43単位					
(5) その他の従業者を配置する場合	90単位	60単位	36単位					
ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し、指定児童発達支援（放課後等デイサービス）を行った場合								
利用定員	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを 常勤 で配置する場合	374単位	312単位	267単位	234単位	208単位	187単位	125単位	
(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を 常勤 で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）	305単位	253単位	216単位	188単位	167単位	149単位	98単位	
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）	247単位	206単位	176単位	154単位	137単位	123単位	82単位	
(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）	214単位	178単位	153単位	134単位	119単位	107単位	71単位	
(5) その他の従業者を配置する場合	180単位	150単位	129単位	113単位	100単位	90単位	60単位	
児：告示別表第1の1注8 放：告示別表第3の1注7								

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>8 専門的支援体制加算</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費等の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所において、指定通所支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか（ただし、通所支援計画未作成減算を算定しているときは、加算しない）。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>8 専門的支援体制加算</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(1) 定員が 30 人以下 41 単位 (2) 定員が 31 人以上 40 人以下 35 単位 (3) 定員が 41 人以上 50 人以下 27 単位 (4) 定員が 51 人以上 60 人以下 22 単位 (5) 定員が 61 人以上 70 人以下 19 単位 (6) 定員が 71 人以上 80 人以下 16 単位 (7) 定員が 81 人以上 15 単位</p> <p>ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(1) 定員が 10 人以下 123 単位 (2) 定員が 11 人以上 20 人以下 82 単位 (3) 定員が 21 人以上 49 単位</p> <p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(1) 定員が 5 人 247 単位 (2) 定員が 6 人 206 単位 (3) 定員が 7 人 176 単位 (4) 定員が 8 人 154 単位 (5) 定員が 9 人 137 単位 (6) 定員が 10 人 123 単位 (7) 定員が 11 人以上 82 単位</p>	<p>児：告示別表第 1 の 1 注 9 放：告示別表第 3 の 1 注 8</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
<p>児・放</p>	<p>9 看護職員加配加算</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める施設基準（※）に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において指定通所支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、チェックポイントに掲げるいずれかの加算を算定しているときは、チェックポイントに掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>※施設基準告示269 第3号、第9号</p> <p>イ 看護職員加配加算(I)を算定すべき指定通所支援の単位の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、医療的ケアスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。</p> <p>(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して指定通所支援を提供することができる旨を公表していること。</p> <p>ロ 看護職員加配加算(II)を算定すべき指定通所支援の単位の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上であること。</p> <p>(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して指定通所支援を提供することができる旨を公表していること。</p>		
<p>児</p>	<p>10 共生型サービス体制強化加算</p> <p>ハの共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合</p> <p>ハ 保育士又児童指導員を配置した場合</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令																												
<p>9 看護職員加配加算</p> <p>イ 看護職員加配加算（Ⅰ）</p> <p>（1）主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <table data-bbox="135 443 574 712"> <tr><td>（1）定員5人</td><td>400単位</td></tr> <tr><td>（2）定員6人</td><td>333単位</td></tr> <tr><td>（3）定員7人</td><td>286単位</td></tr> <tr><td>（4）定員8人</td><td>250単位</td></tr> <tr><td>（5）定員9人</td><td>222単位</td></tr> <tr><td>（6）定員10人</td><td>200単位</td></tr> <tr><td>（7）定員11人以上</td><td>133単位</td></tr> </table> <p>ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）</p> <p>（2）主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <table data-bbox="135 936 574 1205"> <tr><td>（1）定員5人</td><td>800単位</td></tr> <tr><td>（2）定員6人</td><td>666単位</td></tr> <tr><td>（3）定員7人</td><td>572単位</td></tr> <tr><td>（4）定員8人</td><td>500単位</td></tr> <tr><td>（5）定員9人</td><td>444単位</td></tr> <tr><td>（6）定員10人</td><td>400単位</td></tr> <tr><td>（7）定員11人以上</td><td>266単位</td></tr> </table>	（1）定員5人	400単位	（2）定員6人	333単位	（3）定員7人	286単位	（4）定員8人	250単位	（5）定員9人	222単位	（6）定員10人	200単位	（7）定員11人以上	133単位	（1）定員5人	800単位	（2）定員6人	666単位	（3）定員7人	572単位	（4）定員8人	500単位	（5）定員9人	444単位	（6）定員10人	400単位	（7）定員11人以上	266単位	<p>児：告示別表第1の1注10 放：告示別表第3の1注9</p>
（1）定員5人	400単位																												
（2）定員6人	333単位																												
（3）定員7人	286単位																												
（4）定員8人	250単位																												
（5）定員9人	222単位																												
（6）定員10人	200単位																												
（7）定員11人以上	133単位																												
（1）定員5人	800単位																												
（2）定員6人	666単位																												
（3）定員7人	572単位																												
（4）定員8人	500単位																												
（5）定員9人	444単位																												
（6）定員10人	400単位																												
（7）定員11人以上	266単位																												
<p>10 共生型サービス体制強化加算</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位</p> <p>ハ 保育士又児童指導員を配置した場合 78単位</p>	<p>児：告示別表第1の1注11 放：告示別表第3の1注10</p>																												

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	<p>11 家族支援加算</p> <p>事業所の従業者が、通所支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、チェックポイントに掲げるイ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につきイについては4回、ロについては2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>多機能型事業所に該当する場合には、障害児及びその家族等について、事業者が一体的に行う事業を2つ以上利用する場合に、各事業で算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。</p>	いる・いない
児・放	<p>12 子育てサポート加算</p> <p>事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定障害児通所支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、指定通所支援事業所等従業者が指定指定通所支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
児	<p>13 食事提供加算</p> <p>食事提供加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者分の所得割の額を合算した額が28万円額未満であるものに該当する場合の通所給付決定に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして市長に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>11 家族支援加算</p> <p>イ 家族支援加算（Ⅰ） ※居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援は月に2回を限度</p> <p>(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合</p> <p>① 所要時間1時間以上の場合 300単位</p> <p>② 所要時間1時間未満の場合 200単位</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位</p> <p>(3) テレビ電話装置等その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位</p> <p>ロ 家族支援加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位</p> <p>(2) テレビ電話装置等その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位</p> <p>保育所等訪問支援において、本加算が算定される相談援助については、指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなされる保護者への報告・共有とは区分して実施すること</p> <p>12 子育てサポート加算 80単位</p> <p>13 食事提供加算</p> <p>イ 食事提供加算（Ⅰ） 30単位</p> <p>ロ 食事提供加算（Ⅱ） 40単位</p>	<p>児：告示別表第1の2</p> <p>放：告示別表第3の2</p> <p>居：告示別表第4の1の2</p> <p>保：告示別表第5の1の4</p> <p>児：告示別表第1の2の2</p> <p>放：告示別表第3の2の2</p> <p>児：告示別表第1の3</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放・居・保	14 利用者負担上限月額管理加算 事業所が給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
児・放	15 福祉専門職員配置等加算 (1) 福祉専門職員配置等加算 (I) 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定障害児通所支援事業所等において、指定通所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 福祉専門職員配置等加算 (II) 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定障害児通所支援事業所等において、指定通所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、(1)の加算を算定している場合は、算定しない。 (3) 福祉専門職員配置等加算 (III) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定障害児通所支援事業所等において、指定通所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)又は(2)の加算を算定している場合は、算定しない。 ① 児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
14 利用者負担上限月額管理加算 150 単位	児：告示別表第 1 の 4 放：告示別表第 3 の 3 居：告示別表第 4 の 3 保：告示別表第 5 の 2
15 福祉専門職員配置等加算 (1) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 15 単位	児：条例第 5 条・6 条 告示別表第 1 の 5 のイ 放：条例第 78 条 告示別表第 3 の 4 のイ
(2) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) 10 単位	児：告示別表第 1 の 5 のロ 放：告示別表第 3 の 4 のロ
(3) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) 6 単位	児：告示別表第 1 の 5 のハ 放：告示別表第 3 の 4 のハ

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>17 欠席時対応加算</p> <p>事業所等において障害児が、あらかじめ当該事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害児通所支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか（ただし、重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している事業所において1月につき当該支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた額で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する）。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令	
17 欠席時対応加算	94 単位	児：告示別表第1の7	
<p>留意事項通知 第二の2(1)⑩</p> <p>欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>(三) 略</p>			
		放：告示別表第3の5	
<p>【集団指導資料より】</p> <p>欠席時対応加算は、いわゆるキャンセル料ではないことから、単なる欠席の受付対応ではなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目について<u>全て必須</u>で記載してください。</p> <p>①連絡日時</p> <p>②相談支援を行った職員の職名・氏名</p> <p>③障害児又はその家族等が相談を必要としている（困っている）状況</p> <p>④相談支援の具体的内容・経緯など</p> <p>⑤次回通所予定日</p>			

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>18 専門的支援実施加算</p> <p>理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして市長に届け出た指定通所支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定通所支援を行った場合に、通所支援計画に位置付けられた指定通所支援の日数に応じ児童発達支援は1月に4回又は6回を限度として、放課後等デイサービスは1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、個別支援計画未作成減算を算定しているとき及び共生型サービス提供強化加算のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放・居・保	<p>19 強度行動障害児支援加算</p> <p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童（※）に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定通所支援を行うもの（※※）として市長に届け出た指定通所支援事業所等（共生型通所支援事業所については共生型サービス体制強化加算（イ又はロに掲げる）を算定している共生型通所支援事業所に限る。）において、当該指定通所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定通所支援等を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算しない。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放	<p>さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を加算する。</p>	<p>いる・いない 非該当</p>
児・放	<p>20 集中的支援加算</p> <p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
児	<p>21 人工内耳装用児支援加算</p> <p>イの人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放	<p>ロの人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）については、言語聴覚士を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定通所事業所において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定通所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
18 専門的支援実施加算 150 単位		児：告示別表第1の1の注9、8 放：告示別表第3の1の注8、6	
<p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士等を1以上配置（常勤換算でなく単に配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、その有する専門性に基づく評価・計画に則った支援であって5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき適切に支援を行うこと。 ・なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。 ・また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること。 ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しをすること。 ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること。 ・対象児ごとの支援記録を作成すること。 <p>【算定回数】</p> <p>児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合）、同6回（同12日以上の場合）</p> <p>放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用日数6日未満の場合）、同4回（同12日未満の場合）、同6回（同12日以上の場合）</p>			
19 強度行動障害児支援加算（Ⅰ） 200 単位 強度行動障害児支援加算（Ⅱ） 250 単位※放デイのみ		児：告示別表第1の8の2 放：告示別表第3の6の2 居：告示別表第4の1の5 保：告示別表第5の1の7	
<p>※ 平24厚告270号 1の7、8の2</p> <p>行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児（該当児の通所受給者証に加算の記載があり）</p> <p>※※平24厚告270号 1の8、8の3</p> <p>（Ⅰ）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合</p> <p>（Ⅱ）強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合</p>			
20 集中的支援加算 1,000 単位		児：告示別表第1の8の3 放：告示別表第3の6の3	
<p>【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき市町村が判定）</p> <p>※要件等は「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要」他、関係の告示、通知、事務連絡等を参照</p>			
21 人工内耳装用児支援加算 イ 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） (1) 利用定員20人以下 603 単位 (2) 利用定員21人～30人 531 単位 (3) 利用定員31人～40人 488 単位 (4) 利用定員41人以上 445 単位 ロ 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 150 単位		児：告示別表第1の8の4 放：告示別表第3の6の4	

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
<p>児・放</p> <p>児</p> <p>放</p>	<p>22 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして市長に届け出た指定通所支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定通所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>23 個別サポート加算</p> <p>イ 個別サポート加算（Ⅰ） 事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定障害児通所支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか（ただし、重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定しているときは、加算しない）。</p> <p>ロ 個別サポート加算（Ⅱ） 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 個別サポート加算（Ⅰ）（１） 事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イの（２）又は１のロを算定しているときは、加算しない。 個別サポート加算（Ⅰ）を算定している指定放課後等デイサービス事業所等であって、別にこども家庭庁長官定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき３０単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 個別サポート加算（Ⅰ）（２） 事業所等において、著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イの（１）又は１のロを算定しているときは、加算しない。</p> <p>ロ 個別サポート加算（Ⅱ） 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービスを行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ハ 個別サポート加算（Ⅲ） 事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p>

チェックポイント		根拠法令	
22 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100 単位		児：告示別表第1の8の5 放：告示別表第3の6の5	
23 個別サポート加算 児 発 イ 個別サポート加算（Ⅰ） 120単位 口 個別サポート加算（Ⅱ） 150単位 放デ イ 個別サポート加算（Ⅰ） （1）行動上の課題を有する就学児 90単位 （2）著しく重度の障害を有する就学児 120単位 口 個別サポート加算（Ⅱ） 150単位 ハ 個別サポート加算（Ⅲ） 70単位		児：告示別表第1の9 放：告示別表第3の7	
留意事項通知 第二の2(1)⑫の6 個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。 （一）児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 （二）連携先機関等との（一）の共有は、6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 （三）（一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、通所支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。 （四）市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。			
個別サポート加算（Ⅲ）〔放課後等デイサービス〕（令和6年4月22日付こども家庭庁事務連絡） ○継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。 【主な算定要件】 ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。 ・学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校と共有すること。（当該連携について関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可） ・家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれかの方法でも可）を月1回以上行うこと。 ・障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと。（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可） ・学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討すること。（その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること） ・市町村から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。			

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>24 入浴支援加算</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定通所支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態の障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
放	<p>25 自立サポート加算</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所又は共生型指定放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
放	<p>26 通所自立支援加算</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所又は共生型指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型指定放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立した指定放課後等デイサービス事業所又は共生型指定放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のロを算定している就学児については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p>
児・放	<p>27 医療連携体制加算</p> <p>（1）医療連携体制加算（Ⅰ）</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか（ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない）。</p> <p>（2）医療連携体制加算（Ⅱ）</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか（ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない）。</p> <p>（3）医療連携体制加算（Ⅲ）</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか（ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない）。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令	
24 入浴支援加算	55 単位（児） 70 単位（放）	児：告示別表第1の9の2 放：告示別表第3の7の2	
25 自立サポート加算	100 単位	放：告示別表第3の7の3	
<p>【対象となる児】進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とする）</p> <p>【主要要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の個別支援計画及び学校での取組内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること。 ・自立サポート計画に基づき、児童の適正・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じ地域の商工会や企業等と連携すること。 ・計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。 ・計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること。 ・児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること（なお、連携における会議等の実施について、関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする。 ・対象児ごとの支援に関する記録を行うこと 			
26 通所自立支援加算	60 単位	放：告示別表第3の7の4	
<p>【主要要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が公共交通機関又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立して通所に必要な知識等（※）を習得するための助言・援助等の支援を行うこと。 <p>（※）移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること ・児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと。 <p>児童1人につき職員1人が個別的に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員1人が児童2人に支援を行うことも可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと。 ・加算対象児ごとの支援記録を作成すること <p>○重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない。</p> <p>○算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能</p>			
27 医療連携体制加算		児：告示別表第1の10 放：告示別表第3の8	
<p>○看護職員の範囲（保健師、助産師、看護師又は准看護師）</p> <p>○留意事項通知 第二の2(1)⑬</p> <p>（一）指定障害児通所支援事業所は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定障害児通所支援事業所として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児の主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>（二）看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p>			
(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）32単位			
(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）63単位			
(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）125単位			

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
	<p>(4) 医療連携体制加算 (IV)</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定障害児通所支援事業所に訪問させ、当該看護職員医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である医療的ケア児が3人以上利用している事業所にあつては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定することを原則とする)。</p> <p>(5) 医療連携体制加算 (V)</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である医療的ケア児が3人以上利用している指定障害児通所支援事業所にあつては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定することを原則とする)。</p> <p>(6) 医療連携体制加算 (VI)</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、この場合において、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない)。</p> <p>(7) 医療連携体制加算 (VII)</p> <p>喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している場合又は重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は加算を算定しない)。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護を受けた障害児が1人 800単位 ・看護を受けた障害児が2人 500単位 ・看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400単位 <p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護を受けた児童が1人 1,600単位 ・看護を受けた児童が2人 960単位 ・看護を受けた児童が3人以上8人以下 800単位 <p>(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) 500単位</p> <p>(7) 医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位</p>	<p>児：告示別表第1の10の二 放：告示別表第3の8の二</p> <p>児：告示別表第1の10の木 放：告示別表第3の8の木</p> <p>児：告示別表第1の10のへ 放：告示別表第3の8のへ</p> <p>児：告示別表第1の10のト 放：告示別表第3の8のト</p>

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>28 送迎加算</p> <p>(1) 指定通所支援等において、障害児に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校等（幼稚園及び大学は除く。）と指定障害児通所支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
児・放	<p>(2) イを算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であって、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。 (ただし、(3)を算定しているときは、算定しない。)</p>	いる・いない
児・放	<p>(3) イを算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない
児・放	<p>(4) ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、ロの(2)を算定していないときは、算定しない。</p>	いる・いない
児・放	<p>(5) ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
児・放	<p>(6) 送迎加算の算定については、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント		根拠法令	
<p>28 送迎加算</p> <p>イ 障害児（児童発達支援センターでの基本報酬又は重症心身障害児で算定している場合を除く。）に対して行う場合</p> <p style="text-align: right;">54単位</p> <p>ロ 障害児（児童発達支援センターでの基本報酬又は重症心身障害児で算定している場合に限る。）に対して行う場合</p> <p>(1)重症心身障害児又は医療的ケア児の場合</p> <p style="text-align: right;">40単位</p> <p>(2)スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児（「中重度医療的ケア児」という。）の場合</p> <p style="text-align: right;">80単位</p>		<p>児：告示別表第1の11</p> <p>放：告示別表第3の9</p>	
<p>送迎加算</p> <p>【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】</p> <p>障害児 54 単位／回</p> <p>重症心身障害児 +40 単位／回</p> <p>医療的ケア児（医療的ケアスコア 16 点以上 +80 単位／回</p> <p>医療的ケア児（その他の場合 +40 単位／回</p> <p>【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】</p> <p>重症心身障害児 +40 単位／回</p> <p>医療的ケア児（医療的ケアスコア 16 点以上 +80 単位／回</p> <p>医療的ケア児（その他の場合 +40 単位／回</p> <p>※重症心身障害児の送迎加算については、運転手に加え、基準に置くべき直接支援業務に従事する職員 1 以上が同乗すること。</p> <p>※医療的ケア児の送迎加算については、運転手に加え、看護職員等（喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者含む）1 以上が同乗すること。</p> <p>※医療的ケア児の送迎の加算について、医療的ケア区分による基本報酬算定事業所以外でも算定可能とするとともに、医療的ケアスコア 16 点以上の児（中重度医療的ケア児）の送迎に当たっては、医療濃度も踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保するものとする。</p>			
<p>【平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A】</p> <p>問 109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。</p> <p>答 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。</p> <p>＊以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画（＊1）に記載されている場合とする。</p> <p>保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、</p> <p>①スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。</p> <p>②スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。</p> <p>③就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。</p> <p>④その他、市町村が必要と認める場合（＊2）</p> <p>※1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三社の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りる。</p> <p>※2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合が考えられる。</p>			

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	<p>29 延長支援加算</p> <p>(1) チェックポイントに掲げるイ並びに口の(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定通所事業所において、障害児に対して、個別支援計画に位置付けられた内容の通所支援（支援に要する標準的な時間が5時間のものに限る。指定放課後等デイサービスは3時間、休業日は5時間のものに限る）の提供前又は提供後に個別支援計画に位置付けられた支援（当該支援に要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) イ又は口の(1)若しくは(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定通所事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又は口(1)を算定している通所支援事業所は61単位を、イの(2)又は口の(2)を算定している通所支援事業所は128単位を、1日につき所定単位数に加算しているか。</p> <p>(3) 口の(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定通所事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づき通所支援を行った場合に、当該通所支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該通所支援を行うに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
児・放・保 保は(3)のみ	<p>30 関係機関連携加算</p> <p>(1) 関係機関連携加算(Ⅰ)</p> <p>事業所等において、保育所等又は学校等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型通所支援事業所については、共生型サービス体制強化加算のイ又は口を算定していないときは、算定しない。</p> <p>(2) 関係機関連携加算(Ⅱ)</p> <p>事業所等において、保育所等又は学校等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 関係機関連携加算(Ⅲ)</p> <p>事業所等において、（保は訪問先の施設に加えて、）児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他当該障害児に係る情報の共有を目的として会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、多機能型事業所に該当する場合において、障害児及び家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。</p> <p>(4) 関係機関連携加算(Ⅳ)</p> <p>事業所等において、障害児が就学予定の小学校等又は就職予定の企業、官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、小学校等又は就職予定の企業、官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令	
<p>29 延長支援加算</p> <p>イ 事業所において、障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）</p> <p>（1）障害児の場合（（2）に規定する場合を除く。）</p> <p>①1 時間以上 2 時間未満 92 単位</p> <p>②2 時間以上 123 単位</p> <p>（2）重症心身障害児又は医療的ケア児</p> <p>①1 時間以上 2 時間未満 192 単位</p> <p>②2 時間以上 256 単位</p> <p>ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令に定める施設（指定通所基準第 5 条第 4 項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において、障害児に対し延長支援を行う場合</p> <p>（1）障害児の場合（（2）及び（3）に規定する場合を除く。）</p> <p>①1 時間以上 2 時間未満 92 単位</p> <p>②2 時間以上 123 単位</p> <p>（2）医療的ケア児の場合（（3）に規定する場合を除く。）</p> <p>①1 時間以上 2 時間未満 192 単位</p> <p>②2 時間以上 256 単位</p> <p>（3）重症心身障害児の場合</p> <p>①1 時間未満の場合 128 単位</p> <p>②1 時間以上 2 時間未満 192 単位</p> <p>③2 時間以上 256 単位</p> <p>ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において、障害児に対し延長支援を行う場合</p> <p>（1）障害児の場合</p> <p>①1 時間未満の場合 61 単位</p> <p>②1 時間以上 2 時間未満 92 単位</p> <p>③2 時間以上 123 単位</p> <p>（2）重症心身障害児又は医療的ケア児</p> <p>①1 時間未満の場合 128 単位</p> <p>②1 時間以上 2 時間未満 192 単位</p> <p>③2 時間以上 256 単位</p> <p>30 関係機関連携加算</p> <p>イ 関係機関連携加算（Ⅰ） 250 単位</p> <p>ロ 関係機関連携加算（Ⅱ） 200 単位</p> <p>ハ 関係機関連携加算（Ⅲ） 150 単位</p> <p>ニ 関係機関連携加算（Ⅳ） 200 単位</p>	<p>児：告示別表第 1 の 12</p> <p>放：告示別表第 3 の 10</p>	
<p>留意事項通知 第二の 2(1)⑮の 2</p> <p>イ 他の障害児通所支援事業所との連携については加算の対象とはしない</p> <p>オ 会議又は連絡調整を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること</p>		

該当サービス	着 眼 点	自 己 評 価
児・放	31 事業所間連携加算 事業所において、障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定通所支援事業所において、通所支援等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
児・放	32 保育・教育等移行支援加算 (1) 事業所の従業者が、障害児が当該事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設等（他の社会福祉施設等を除く。以下「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2) 移行先施設へ通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等へ訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (3) 移行先施設との連絡調整を行った上で、当該施設に通うこととなった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
<u>児・放</u>	33 共生型サービス医療的ケア児支援加算 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対し、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。	いる・いない
居	34 通所施設移行支援加算 事業所に置くべき従業者が、事業所を利用する障害児に対して、指導発達支援センター、指定児童発達支援事業所、又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
児・放・居・保	35 福祉・介護職員等処遇改善加算 当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
31 イ 事業所間連携加算（Ⅰ） 500 単位 ロ 事業所間連携加算（Ⅱ） 150 単位	児：告示別表第 1 の 12 の 3 放：告示別表第 3 の 10 の 3
<p>○市町村がコア連携事業所を定め、当該事業所に取組を依頼</p> <p>【対象となる児】セルフプランで複数事業所を併用する児 事業所間連携加算（Ⅰ）➤連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するもの 事業所間連携加算（Ⅱ）➤コア連携事業所以外の事業所を評価するもの</p> <p>※要件等は「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要」他、関係の告示、通知、事務連絡等を参照</p>	
32 保育・教育等移行支援加算 500 単位	児：告示別表第 1 の 12 の 4 放：告示別表第 3 の 10 の 4 児：告示別表第 1 の 12 の 5 居：告示別表第 4 の 2
33 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400 単位	
34 通所施設移行支援加算 500 単位 加算の対象となる支援を行った場合は支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと	
35 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、 <u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>	
<p>※令和 8 年 6 月から福祉・介護職員等処遇改善加算が以下のよう に拡充</p> <p>①対象を、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大</p> <p>②上乗せの加算区分の新設（生産性向上や協働化に取り組む事業者が対象）</p> <p>〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕加算Ⅰロ、加算Ⅱロ（従来分は加算Ⅰイ、加算Ⅱイ）</p> <p>〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕加算Ⅰロ（従来分は加算Ⅰイ）</p>	

用語の定義（基準省令第2条、解釈通知第二の2）

「常勤」

指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下、「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者については、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。